

# 国土交通省



番号	制度名
国土交通省	
国交01	物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置
国交02	まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設
国交03	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
国交04	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長
国交05	JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
国交06	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
国交07	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長

## 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【国土交通省の補足説明】  
—

【点検結果】  
なし。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【国土交通省の補足説明】  
—

【点検結果】  
なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【国土交通省の補足説明】  
—

【点検結果】  
なし。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【国土交通省の補足説明】  
—

【点検結果】  
なし。

## (5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

## 【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】  
なし。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（毎年新設・増設される本措置の対象となりうる営業倉庫のうち、物流DX関連機器の導入により、その効果を定量的に把握してオペレーション改善や働き方改革を実現した営業倉庫を約70%（42棟）とする）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

② 所期の達成目標（本措置の適用件数を各年度25件とする）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。また、その原因が分析されているものの、前回評価時と同じ分析にとどまっている。

## 【国土交通省の補足説明】

① 令和4年度税制改正要望の際は、倉庫業の生産性向上を目標に掲げていたところ、令和6年度税制改正要望においては、「2024年問題」を目前に、我が国の経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持の実現のためには、物流の担い手であるトラックドライバー不足への対応は急務であることから目標の変更を行っているため、DX機器による記載は行っておりません。

② 物流における「2024年問題」等の社会情勢の急激な変化に対応を行う必要があるため、新設倉庫における荷待ち発生率の削減を政策目標にしている本特例措置を、引き続き実施する必要がある。また、目標を達成できていない原因については、前回評価時と傾向としては変わっていないものと分析している。一方、近年、主に倉庫事業者以外の方が、立地規制の配慮を受けることを目的に、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「物流総合効率化法」という。）の認定を受け、特定流通業務施設の整備・所有を行い、同施設を倉庫事業者に賃貸する形態の認定案件が出てきているため、認定件数と税制特例措置の適用対象件数の差が大きくなっている。

## 【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (7) 将來の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（物流事業者の労働生産性の向上を図るため、毎年新設・増設される営業倉庫のうち、荷待ちの発生しない営業倉庫（特定流通業務施設）の割合を2割）に対する将来の効果について、「新設・増設倉庫棟数（総数）に対する認定件数の割合」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていない。

## 【国土交通省の補足説明】

① 令和5年度以降においては、「令和5年度における物流総合効率化法の認定申請状況（同年度8月末時点）及び業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による」の値を「推計」として記載している。

## 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【国土交通省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(6)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書	
1 政策評価の対象とした政策の名称	物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置
2 対象税目 ① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	法人税: 義(国税1)、法人住民税: 義(自動連動)、法人事業税: 義(自動連動)(地方税 30)
	所得税: 外、固定資産税: 外、都市計画税: 外
3 要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4 内容	<p>《現行制度の概要》 平成 28 年 10 月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 85 号。以下「物流総合効率化法」という。)に基づく物流効率化のための計画(以下「総合効率化計画」という。)の認定を受けた者が、同計画に基づき取得する事業用資産(以下「特定流通業務施設」という。)について、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の 100 分の 8 に相当する金額の合計額とする特例措置(8% の割増償却)を講ずる。</p> <p>《要望の内容》 上記特例措置について、物流における「2024 年問題」等の社会情勢の急激な変化を踏まえ、以下の方向で所要の見直しを行う。 ○倉庫用建物等の割増償却の延長及び物流総合効率化法の改正を前提に税制上の所要の措置を講じる。 ○適用期限を 2 年間延長し、令和 8 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) 第 15 条、第 48 条 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号) 第 8 条、第 29 条の 6 租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号) 第 6 条の 2、第 20 条の 22 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第 2 条、第 4 条、第 7 条</p>
5 担当部局	国土交通省総合政策局貨物流通事業室
6 評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 5 年 8 月 分析対象期間: 平成 30 年度～令和 7 年度
7 創設年度及び改正経緯	<p>昭和 49 年度 創設 平成 8 年度 延長(償却率 20/100)地区要件の追加 平成 10 年度 延長(償却率 18/100)ランプウェイ構造追加 平成 12 年度 延長(償却率 16/100) 平成 14 年度 延長(償却率 12/100)規模要件の引き上げ 平成 16 年度 延長(償却率 10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止 平成 17 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 18 年度 延長(償却率 10/100) 平成 19 年度 延長(償却率 10/100)</p>

			平成 21 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 25 年度 延長(償却率 10/100)災害要件の追加 平成 27 年度 延長(償却率 10/100)規模要件の引き上げ 平成 28 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 30 年度 延長(償却率 10/100) 令和 2 年度 延長(償却率 10/100) 令和 4 年度 延長(償却率 8/100)要件の見直し
8 適用又は延長期間	2 年間(令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)		
9 必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2024 年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制の適用などの物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、物流施設の整備・機能強化を推進し、荷待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系の構築を目指すとともに、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。また、これにより我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持を図る。 《政策目的の根拠》 ○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号) 第 1 条  ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2023(抄)(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定) 第 2 章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化 (物流の革新) 2024 年度から時間外労働の上限規制が運転手に適用され物流への影響が懸念される「物流 2024 年問題」の解決等に向け、持続可能な物流を実現すべく、「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、道路・港湾・貨物鉄道・倉庫等の物流拠点・ネットワークの災害対応能力を含む機能強化、モーダルシフトなど物流 GX、物流 DX・標準化等による「物流の効率化」、荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減に向けた規制的措置の導入、トラック法に基づく荷主への要請・勧告制度の実効性向上等による「商慣行の見直し」、再配達削減を含む荷主や消費者の行動変容を促す仕組みの導入」等の抜本的・総合的な対策を一体的に進め、物流の生産性向上等を推進する。このため、次期通常国会での法制化も含め、荷主への規制的措置など中長期的に継続して取り組むための枠組みを整備する。  ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(抄)(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定) Ⅳ. 経済社会の多様化 1. デジタル田園都市国家構想の実現 (3) デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保 ② 物流の 2024 年問題への対応 物流業界では、トラックドライバーの有効求人倍率が 2 倍と人手不足であり、来年度から時間外労働の上限規制が適用されるため、人手不足への対応・生産性の向上が喫緊の課題(「2024 年問題」)	

	<p>題」である。</p> <p>長時間の荷待ち・契約外の荷役等、非効率な商慣行を是正すべく、規制的措置等について検討し、本年度中に所要の措置を講ずるとともに、賃金水準向上に向けた価格転嫁円滑化等の取組を進める。</p> <p>モーダルシフト、電動車化、1台の車両で荷物と乗客を同時に輸送する貨客混載等のGXや、自動運転、トラック予約受付システムの普及、自動化・機械化等のDX、パレット・コンテナの導入・標準化、物流拠点の機能強化、高速道路のトラック速度規制の引上げに向けた調整を進め、生産性向上と担い手の確保を進める。(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)(抄)(令和3年6月15日閣議決定)             <ul style="list-style-type: none"> <li>III. 今後取り組むべき施策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>2:時間外労働の上限規制の適用を見据えた労働力不足対策の加速と物流構造改革の推進(担い手にやさしい物流の実現)                             <p>物流事業者の効率化に向けた取組も必須である。(略)自動化やデジタル化等の取組を通じて、車両の集中や庫内作業の遅れ等により発生する荷待ち時間を削減し、サプライチェーン上の無駄をなくしていくことも必要である。</p> <p>(1) トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備</p> <p>④ 労働環境改善に資する物流施設の生産性向上</p> <p>トラックドライバーの労働力不足対策等の観点から、輸送網の集約化やトラック予約システムをはじめとしたデジタル機器等の導入による荷待ち時間の削減が図られている生産性の高い物流施設について、改正物流総合効率化法のスキーム等を活用しながらさらに整備を促進する。この際、同法の活用状況や物流を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、倉庫等の物流施設自体の高度化を図るなどさらなる生産性向上が図られるよう取組を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>新設倉庫における荷待ち発生率 【2020年度 約25% → 2025年度 0%】 物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2020年度 141件 → 2025年度 330件】</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 物流革新に向けた政策パッケージ(抄)(令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 具体的な施策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 物流の効率化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす営業倉庫が2024年問題等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)の計画認定制度に廻し効果的な見直しを行い、物流GX・DX設備等の導入に加え、物流施設の整備・機能強化を推進する。(略)</p> </li> </ul>		<p>② 政策体系における政策目的的位置付け</p> <p>政策目標6 國際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 荷待ち時間や荷役時間の短縮による稼働率向上等により、物流事業者の労働生産性を向上させる。</p> <p>&lt;測定指標&gt; 物流事業者の労働生産性の向上を図るために、毎年新設・増設される営業倉庫のうち、荷待ちの発生しない営業倉庫(特定流通業務施設)の割合を2割とし、荷待ち発生率を約25%から0%にする。また、本措置の年度ごとの適用件数を各年度25件とする。</p> <p>《所期の達成目標及び測定指標の変更理由について》 令和4年度税制改正要望の際は、倉庫業の生産性向上を目標に掲げていたところ、令和6年度税制改正要望においては、2024年問題を前に、我が国の経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持の実現のためには、物流の担い手であるトラックドライバー不足への対応は急務であることから目標の変更を行った。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)(抄) (令和3年6月15日閣議決定)</p> <p>III. 今後取り組むべき施策</p> <p>2:時間外労働の上限規制の適用を見据えた労働力不足対策の加速と物流構造改革の推進(担い手にやさしい物流の実現) 物流事業者の効率化に向けた取組も必須である。(略)自動化やデジタル化等の取組を通じて、車両の集中や庫内作業の遅れ等により発生する荷待ち時間を削減し、サプライチェーン上の無駄をなくしていくことも必要である。(1) トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備④ 労働環境改善に資する物流施設の生産性向上トラックドライバーの労働力不足対策等の観点から、輸送網の集約化やトラック予約システムをはじめとしたデジタル機器等の導入による荷待ち時間の削減が図られている生産性の高い物流施設について、改正物流総合効率化法のスキーム等を活用しながらさらに整備を促進する。この際、同法の活用状況や物流を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、倉庫等の物流施設自体の高度化を図るなどさらなる生産性向上が図られるよう取組を推進する。(略)</p> <p>新設倉庫における荷待ち発生率 【2020年度 約25% → 2025年度 0%】 物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2020年度 141件 → 2025年度 330件】</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各年度に新設される営業倉庫約150棟のうち、2割の営業倉庫(約30棟)で、荷待ち時間が発生している。物流総合効率化法の認定制度と本措置によるインセンティブにより、毎年度30棟の「荷待ちが発生し</p>
--	---	--	--

			ない倉庫」を整備することにより、各年度に新設される営業倉庫の全てを「荷待ちが発生しない倉庫」として整備することができる。これにより、社会問題となっているトラックドライバーの長時間労働の一因である荷待ち時間の削減を図ることができる。																		
10	有効性等	① 適用数	<p>《適用件数の推移(単年度)》 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>平成30</th><th>令和1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td><td>14</td><td>18</td><td>12</td><td>21</td><td>20</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる適用件数を示したもの。      2 平成30～令和4年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用件数を計上。令和5年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和6年度以降は令和5年度と同数を計上)。      3 本表では、当該年度が適用初年度となる適用件数を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用件数を推計することができない。</p> <p>令和3年及び4年度の目標値が計50件であったのに対して実績は41件であり、適用数が想定外に僅少であるとは言えない。また、本特例措置の政策目的としては、新設倉庫における荷待ち発生率の削減も設定しているが、物流における「2024年問題」等の社会情勢の急激な変化に対応を行う必要があるため、引き続き目標達成に向けて本特例措置は必要である。</p>	年度区分	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7	適用件数	14	18	12	21	20	25	25	25
年度区分	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7													
適用件数	14	18	12	21	20	25	25	25													
		② 適用額	<p>《適用額の推移(単年度)》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>平成30</th><th>令和1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td><td>113</td><td>197</td><td>150</td><td>121</td><td>86</td><td>163</td><td>163</td><td>163</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる適用額を示したもの。      2 平成30～令和4年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用額を計上。令和5年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和6年度以降は、令和5年度の適用額と同数を計上)。      3 本表では、当該年度が適用初年度となる適用額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる法人税等の減収額を推計することができない。      4 算出根拠については、別紙参照。</p> <p>租税透明化法に基づき把握される上位10社の適用額の合計は90%を超えるが、これは本措置の適用を受ける倉庫ごとに、整備</p>	年度区分	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7	適用額	113	197	150	121	86	163	163	163
年度区分	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7													
適用額	113	197	150	121	86	163	163	163													

			額の開きがあることに由来するものである。本措置は、より多くの法人に活用してもらうことで、より多くの特定流通業務施設の整備することを目的とするものであるため、物流の効率化に資すると認められる一定規模以上の倉庫であれば、1件当たりの整備額の大小を問うものではない。																																																																								
			上述のことから、適用の偏りは、当該措置の適用件数と当該措置を利用した法人数の比で分析すべきであるが、この点、H30年から令和4年度までの当該措置の適用件数は85件、当該措置を利用した事業者は73者と、その比は86%となり、当該措置の適用が特定の者に偏っているとは言えない。																																																																								
		③ 減収額	<p>《減収額の推移(単年度)》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>平成30</th><th>令和1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>26</td><td>46</td><td>35</td><td>28</td><td>20</td><td>38</td><td>38</td><td>38</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td><td>8</td><td>14</td><td>11</td><td>11</td><td>8</td><td>11</td><td>11</td><td>11</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td><td>3</td><td>6</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>特別法人事業税</td><td>—</td><td>—</td><td>3.9</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる減収額を示したもの。      2 平成30～令和4年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の法人税等の減収額について、本措置の適用期間(5年間)分を累計し、計上。令和5年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和6年度以降は、令和5年度の適用額と同額に、各税率を乗じて算出)。      3 本表では、当該年度が適用初年度となる減収額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる法人税等の減収額を推計することができない。      4 算出根拠については、別紙参照。</p>	年度区分	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7	法人税	26	46	35	28	20	38	38	38	法人住民税	3	3	2	2	1	3	3	3	法人事業税	8	14	11	11	8	11	11	11	地方法人特別税	3	6	—	—	—	—	—	—	特別法人事業税	—	—	3.9	4	3	4	4	4																		
年度区分	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7																																																																			
法人税	26	46	35	28	20	38	38	38																																																																			
法人住民税	3	3	2	2	1	3	3	3																																																																			
法人事業税	8	14	11	11	8	11	11	11																																																																			
地方法人特別税	3	6	—	—	—	—	—	—																																																																			
特別法人事業税	—	—	3.9	4	3	4	4	4																																																																			
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:棟、件、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>平成30</th><th>令和1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設・増設倉庫棟数(総数)</td><td>157</td><td>193</td><td>173</td><td>169</td><td>156</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td> </tr> <tr> <td>新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)</td><td>60</td><td>103</td><td>72</td><td>78</td><td>76</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td> </tr> <tr> <td>認定件数(旧法)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>認定件数(新法)</td><td>27</td><td>43</td><td>32</td><td>41</td><td>36</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td> </tr> <tr> <td>認定件数(合計)</td><td>27</td><td>43</td><td>32</td><td>41</td><td>36</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td> </tr> <tr> <td>税制特例措置の適用対象件数(旧法)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>税制特例措置の適用対象件数(新法)</td><td>14</td><td>18</td><td>12</td><td>21</td><td>20</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td> </tr> </tbody> </table>	年度区分	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7	新設・増設倉庫棟数(総数)	157	193	173	169	156	160	160	160	新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)	60	103	72	78	76	60	60	60	認定件数(旧法)	—	—	—	—	—	—	—	—	認定件数(新法)	27	43	32	41	36	37	37	37	認定件数(合計)	27	43	32	41	36	37	37	37	税制特例措置の適用対象件数(旧法)	—	—	—	—	—	—	—	—	税制特例措置の適用対象件数(新法)	14	18	12	21	20	25	25	25
年度区分	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7																																																																			
新設・増設倉庫棟数(総数)	157	193	173	169	156	160	160	160																																																																			
新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)	60	103	72	78	76	60	60	60																																																																			
認定件数(旧法)	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																			
認定件数(新法)	27	43	32	41	36	37	37	37																																																																			
認定件数(合計)	27	43	32	41	36	37	37	37																																																																			
税制特例措置の適用対象件数(旧法)	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																			
税制特例措置の適用対象件数(新法)	14	18	12	21	20	25	25	25																																																																			

		税制特例措置の適用対象件数(合計)	14	18	12	21	20	25	25	25
		新設・増設倉庫棟数(総数)に対する認定件数の割合	20%	20%	20%	24%	23%	19%	19%	19%
		新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)に対する認定件数の割合	52%	38%	48%	53%	47%	50%	50%	50%
		新設・増設倉庫棟数(総数)に対する税制特例措置の適用対象件数の割合	9%	9%	7%	12%	13%	16%	16%	16%
		新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)に対する税制特例措置の適用対象件数の割合	23%	17%	16%	27%	26%	42%	42%	42%

(注) 平成30～令和4年度は、実績値(国土交通省調べ)。令和5年度は、物流総合効率化法の認定申請状況及び業界団体実施のアンケート調査に基づき推計(令和6年度以降は、令和5年度と同数を計上。)。

(1)所期の政策目的の達成状況  
平成28年に改正した物流総合効率化法により、トラックドライバーの荷待ち時間の削減を図るトラック予約受付システムを要件に追加したことにより、多様な関係者による幅広い取組みも、認定の対象として広げたことにより、機能が強化された物流施設を核とした物流の円滑化が進展してきたところ。さらに、平成30年に策定された「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を中心に、「宅配ボックスの普及促進」等の取り組みとともに、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」において、荷待ち時間解消の手段として「トラック予約受付システム」の導入が推奨されている。これら施策と合わせて本特例措置の適用対象である「トラック予約受付システムの導入促進」の取り組みを推進することにより、荷待ち時間が一定程度削減され、労働生産性が着実に改善されるなど、一定の成果が表れてきたところ。こうした取り組みをさらに推進することにより、政策目的である「荷待ち時間が発生しない省労働型の物流体系の構築」が実現される。

(2)所期の達成目標の実現状況  
(特定流通業務施設の割合(新設される営業倉庫の2割)について)  
新設された倉庫が令和3年度は169棟、令和4年度は156棟であったのに対し、荷待ちの発生しない営業倉庫(特定流通業務施設)は、令和3年度は41棟、令和4年度は36棟であり、令和3年度、4年度ともに目標である2割に達しており、着実に積みあがっているところ。

(租税特別措置の適用件数 25件/年度について)  
目標25件に対して、令和3年度は実績21件、令和4年度は20件であるが、物流における「2024年問題」等の社会情勢の急激な変化に

			対応を行う必要があるため、新設倉庫における荷待ち発生率の削減に寄与する本特例措置を、引き続き実施する必要がある。 目標に対して実績が下回った理由としては、当該措置の必須要件である「トラック予約受付システム」の普及が想定よりも進んでいないことが挙げられるが、その理由として主に以下が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 倉庫作業員の人手不足が深刻化するなかで、トラックが搬入した荷物の受け入れや、搬出貨物の準備といった庫内作業が追いつかず、予約時間通りに荷卸し等の作業が開始されることに懐疑的であること。</li><li>・ 地方部においては、不特定多数のトラック事業者が構内に入り出すことが少ない傾向にあり、かつ、用地確保も比較的容易であることから、「トラック営業所等設置」が選択される傾向が高いこと。</li></ul> 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等への立地、一定の規模や省力化設備といった改正物流総合効率化法の要件を満たした特定流通業務施設を平成30年から令和5年6月末現在までに92棟整備することができた。 一般的に、倉庫事業者は、固定比率が高く、借入金の返済余力が低い傾向にあり、財務状況及び投資余力が厳しい傾向にあるが、本措置を利用することで手元資金の増加に伴う財務状況の改善が図られる。本措置を利用した複数の事業者に対してヒアリングを行ったところ、上述のことから、①金融機関との融資交渉が進めやすくなる、②手元資金の余力は、トラック予約受付システム等の設備投資インセンティブになる、といった旨の回答を複数得ており、達成目標に対する本措置による直接的効果が認められる。
	⑤	税収減を是認する理由等	改正物流総合効率化法(予定)の認定制度と一体的に取り組む本措置により、荷待ちの発生しない営業倉庫(特定流通業務施設)(特定流通業務施設)の整備の促進が図られる。 これにより、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図り、もって我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持に寄与することができる。 以上により、本措置は、政策目標の実現に寄与するものとして、税収減を是認する効果が認められる。
11	相当性	① 税租特別措置等によるべき妥当性等	本措置の適用は、物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した事業者に限定しており、かつ、措置の内容は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであることから、荷待ち時間が発生しない省労働型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。 また、本措置は、法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、要件を満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能である。このため、 ① 予算の範囲で対象者が限定となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いこと

別添

		<p>② 特定流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要するため、単年度の予算措置の場合、事業者が施設整備計画を立てることが容易ではないことから、補助金等と比較して手段としての妥当性が認められる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>令和6年度予算概算要求において、補助金の予算要求を検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業(令和6年度予算概算要求額:400 百万円)</li> <li>・ 物流業務自動化設備導入支援(令和6年度予算概算要求額:200 百万円)</li> <li>・ 新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石転換推進事業(令和6年度予算概算要求額:6,200 百万円)</li> </ul> <p>予算上の措置は庫内作業フロー改善等により、物流施設側の作業の平準化や人手不足を補うこと等に資するものである。一方で本特例措置は適用要件であるトラック予約受付システム等の導入により、トラックドライバーの荷待ち時間削減を図るものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	倉庫は国民生活や産業、経済活動に不可欠な物資の保管や輸配送等を行い、物流の中核的な役割を担うものでありながら、地域の地場産業を支え、地域雇用を創出し地域経済に貢献している。上記のことから、地方公共団体がその政策目的の実現に協力することに相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3国交 01)

## 適用実績等の算定根拠

項目：物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に関する所要の措置

## (積算根拠)

## 1. 平成 30 年度

## (1) 件数

平成 30 年度における税制特例措置の適用対象件数は、14 件（普通倉庫 7 件、冷蔵倉庫 7 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

## (2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出（1 棟当たりの取得価格の合計）
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 債却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減 収 額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（12.9%）
- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（6.7%）
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

(単年度)	件数	取得価格	償却率		割増 償却率	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C)	法人税 減収額 (D) × 税率 (A) × (B) × (C) × 税率 23.2%	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (D) × 税率 12.9%	法人事業税 (所得割) 減収額 (F) × 税率 6.7%	地方特別税 減収額 (G) × 税率 43.2%
			耐用 年数	定額法						
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
<b>営業倉庫</b>										
普通倉庫	7	12,101.0	31	0.033	10%	39.9	9.3	1.2	2.7	1.2
冷蔵倉庫	7	15,220.0	21	0.048	10%	73.1	16.9	2.2	4.9	2.1
合 计	14	27,321.0				113.0	26.2	3.4	7.6	3.3

## 別添

## 別添

## 2. 令和元年度

## (1) 件数

令和元年度における税制特例措置の適用対象件数は、18 件（普通倉庫9件、冷蔵倉庫9件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

## (2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出（1棟当たりの取得価格の合計）
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減 収 額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）
- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

(単年度)										
	件 数	取得価格	償却率		割増 償却率 (A) × (B) × C)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E) × 税率	法人住民 税 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)	
			耐用 年数	定額法						
			(A)	(B)						
営業倉庫										
普通倉庫	9	26,051.0	31	0.033	10%	86.0	19.9	1.4	6.0	2.6
冷蔵倉庫	9	23,092.0	21	0.048	10%	110.8	25.7	1.8	7.8	3.4
合 計	18	49,143.0				196.8	45.7	3.2	13.8	6.0

## 3. 令和2年度

## (1) 件数

令和2年度における税制特例措置の適用対象件数は、12 件（普通倉庫9件、冷蔵倉庫3件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

## (2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出（1棟当たりの取得価格の合計）
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減 収 額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）
- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）
- ⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率（37.0%）

(単年度)										
	件 数	取得価格	償却率		割増 償却率 (A) × (B) × C)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E) × 税率	法人住民 税 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)	
			耐用 年数	定額法						
			(A)	(B)						
営業倉庫										
普通倉庫	17	29,293.0	31	0.033	10%	96.7	22.4	1.6	9.3	0.0
冷蔵倉庫	8	11,040.0	21	0.048	10%	53.0	12.3	0.9	5.1	0.0
合 計	25	40,333.0				149.7	34.7	2.4	14.4	0.0

## 4. 令和3年度

## (1) 件数

令和3年度における税制特例措置の適用対象件数は、21件（普通倉庫19件、冷蔵倉庫2件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

## (2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出（1棟当たりの取得価格の合計）
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減 収 額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）
- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）
- ⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率（37.0%）

(単年度)		件数	取得価格	償却率		割増 償却率 (A) × (B) × (C)	法人税 減収額 (D) × 税率 23.20%	法人住民税 減収額 (E) × 税率 7.00%	法人事業税 減収額 (F) × 税率 9.60%	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 0.00%
				耐用 年数	定額法					
				(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
営業倉庫										
普通倉庫	19	11,199.0	31	0.033	10%	37.0	8.6	0.6	3.5	0.0
冷蔵倉庫	2	17,448.0	21	0.048	10%	83.8	19.4	1.4	8.0	0.0
合 計	21	28,647.0				120.7	28.0	2.0	11.6	0.0

## 5. 令和4年度

## (1) 件数

令和4年度における税制特例措置の適用対象件数は、20件（普通倉庫17件、冷蔵倉庫3件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

## (2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出（1棟当たりの取得価格の合計）
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減 収 額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）
- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）
- ⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率（37.0%）

(単年度)	件数	取得価格	償却率		割増 償却率 (A) × (B) × (C)	法人税 減収額 (D) × 税率 23.20%	法人住民税 減収額 (E) × 税率 7.00%	法人事業税 減収額 (F) × 税率 9.60%	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 0.00%	
			耐用 年数	定額法						
			(A)	(B)						
営業倉庫										
普通倉庫	17	12,255.0	31	0.033	10%	40.4	9.4	0.7	3.9	0.0
冷蔵倉庫	3	9,386.0	21	0.048	10%	45.1	10.5	0.7	4.3	0.0
合 計	20	21,641.0				85.5	19.8	1.4	8.2	0.0

## 6. 令和5年度

### (1) 件数

令和5年度における税制特例措置の適用件数は、25件以上を見込んでいる。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を促進するため、令和5年度以降は、毎年度25件（普通倉庫19件、冷蔵倉庫6件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

### (2) 適用額（割増償却額）、減収額

$$\textcircled{1} \text{ 取得価格} = \text{平均取得価格}^{\textcircled{1}} \times \text{件数(見込み)}^{\textcircled{2}}$$

※1 業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による。

※2 令和5年度における物流総合効率化法の認定申請状況（同年度8月末時点）  
及び業界団体による約2000者を対象としたアンケート調査による。

$$\left. \begin{array}{l} \cdot \text{ 普通倉庫: } 1,664 \text{ 百万円} \times 19 \text{ 件} = 31,616 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{ 冷蔵倉庫: } 2,020 \text{ 百万円} \times 6 \text{ 件} = 12,120 \text{ 百万円} \end{array} \right\}$$

$$\textcircled{2} \text{ 割増償却額} = \text{取得価格} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率(10\%)}$$

$$\textcircled{3} \text{ 減収額} = \text{割増償却額} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\textcircled{4} \text{ 法人住民税} = \text{法人税減収額} \times \text{税率}(7.0\%)$$

$$\textcircled{5} \text{ 法人事業税(所得割)} = \text{割増償却額} \times \text{税率}(7.0\%)$$

$$\textcircled{6} \text{ 特別法人事業税} = \text{法人事業税減収額} \times \text{税率}(37.0\%)$$

## 7. 令和6、7年度

### (1) 件数

令和5年度及び6年度における税制特例措置の適用件数は、25件以上を見込んでいる。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を促進するため、令和4年度以降は、毎年度25件（普通倉庫19件、冷蔵倉庫6件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

### (2) 適用額（割増償却額）、減収額

$$\textcircled{1} \text{ 取得価格} = \text{平均取得価格}^{\textcircled{1}} \times \text{件数(見込み)}^{\textcircled{2}}$$

※1 業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による。

※2 令和5年度における物流総合効率化法の認定申請状況（同年度8月末時点）  
及び業界団体による約2000者を対象としたアンケート調査による。

$$\left. \begin{array}{l} \cdot \text{ 普通倉庫: } 1,664 \text{ 百万円} \times 19 \text{ 件} = 31,616 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{ 冷蔵倉庫: } 2,020 \text{ 百万円} \times 6 \text{ 件} = 12,120 \text{ 百万円} \end{array} \right\}$$

$$\textcircled{2} \text{ 割増償却額} = \text{取得価格} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率(10\%)}$$

$$\textcircled{3} \text{ 減収額} = \text{割増償却額} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\textcircled{4} \text{ 法人住民税} = \text{法人税減収額} \times \text{税率}(7.0\%)$$

$$\textcircled{5} \text{ 法人事業税(所得割)} = \text{割増償却額} \times \text{税率}(7.0\%)$$

$$\textcircled{6} \text{ 特別法人事業税} = \text{法人事業税減収額} \times \text{税率}(37.0\%)$$

(単年度)	件 数	取得価格	償却率		割増 償却率 (A) × (B) × C	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民 税 税 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	特別法 人事業税 減収額 (G) × 税率 (H)	
			耐用 年数	定額法						
			(A)	(B)						
當業倉庫										
普通倉庫	19	31,616.0	31	0.033	10%	104.3	24.2	1.7	7.3	2.7
冷蔵倉庫	6	12,120.0	21	0.048	10%	58.2	13.5	0.9	4.1	1.5
合 計	25	43,736.0				162.5	37.7	2.6	11.4	4.2

(単年度)	件 数	取得価格	償却率		割増 償却率 (A) × (B) × C	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民 税 税 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	特別法 人事業税 減収額 (G) × 税率 (H)	
			耐用 年数	定額法						
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	
當業倉庫										
普通倉庫	19	31,616.0	31	0.033	10%	104.3	24.2	1.7	7.3	2.7
冷蔵倉庫	6	12,120.0	21	0.048	10%	58.2	13.5	0.9	4.1	1.5
合 計	25	43,736.0								

### 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	■新設	□拡充	□延長

#### (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（地方公共団体に対する土地の買入れと同等の租税特別措置を講じることにより、国指定法人による土地の買入れを円滑化する。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間ににおいて、示されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえまして、達成目標について、定量的な目標を設けることいたします。
- ② ご指摘を踏まえまして、目標達成時期を示すこといたします。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

#### (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

#### (5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

#### (7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標に対する将来的効果について、「特別緑地保全地区等の土地は、地方公共団体へのヒアリング等より、その多くが個人所有であり、全体に占める法人所有の割合は僅少であることから、本特例措置の適用件数も僅少であることが見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえまして、定量的な記載に修正いたしました。

#### 【点検結果】

① 補足説明後の達成目標（特別緑地保全地区等の指定件数19件／年度）に対する将来の効果について、「本措置が講じられることで、国指定法人が譲渡先の候補となり得、国指定法人による特別緑地保全地区等の買入れの円滑化が図られ、特別緑地保全地区等の指定促進が見込まれる。その結果、都市における緑地保全が推進されることが期待される」と説明されているが、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

#### (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 同様の政策目的（カーボンニュートラルの実現や生物多様性の確保のため、都市における緑地保全を推進する）に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえまして、他の支援措置や義務付けの有無について修正いたしました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書				
1	政策評価の対象とした政策の名称			
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 法人税: 税(国税5) 法人住民税: 税、法人事業税: 税(自動連動)(地方税1)		
	② 上記以外の税目	所得税: 外、登録免許税: 外、印紙税: 外、個人住民税: 外、法人事業税: 外、不動産取得税: 外		
3	要望区分等の別			
4	内容			
《現行制度の概要》 —  《要望の内容》 国土交通大臣が指定する法人(以下「国指定法人」という。)が特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地域、歴史的風土特別保存区域(以下「特別緑地保全地区等」という。)の土地を買い入れる場合に、土地所有者が得る譲渡所得の2,000万円特別控除を適用する特例措置の創設。				
《関係条項》 —				
5	担当部局			
6	評価実施時期及び分析対象期間			
7	創設年度及び改正経緯			
8	適用又は延長期間			
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 カーボンニュートラルの実現や生物多様性の確保のため、都市における緑地保全を推進する。		
		《政策目的の根拠》 国土形成計画(全国計画)(令和5年7月閣議決定)において、広域的な生態系ネットワークの形成、自然資本の保全・拡大、持続可能な活用(30by30の実現等)を内容とする「グリーン国土の創造」が掲げられている。  ※国指定法人制度を都市緑地法(昭和48年法律第72号)上に位置付ける改正法案を令和6年通常国会で提出予定。		
	② 政策体系における政策目的の位置	政策目標2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		

	付け	
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>都市におけるカーボンニュートラルや生物多様性の確保に寄与する特別緑地保全地区等については、近年、指定件数の増加が鈍化<sup>※1</sup>しており、その要因の一つとして、地方公共団体による特別緑地保全地区内の土地の買入れが長期化していることが挙げられる。現行制度上、地方公共団体以外の買入れ主体として、地方公共団体と同等の税制措置(法人税等)が適用された緑地保全・緑化推進法人があるが、財源や体制面での不足から、当該法人の買入れ実績はない。</p> <p>※1 特別緑地保全地区等の指定件数 ・平成17年度以降: 平均19件/年度 (特別緑地保全地区の相続税の8割評価減が示された財産評価通達(平成16年度)以降) ・令和元~3年度: 平均7件/年度</p> <p>今般の国指定法人の制度創設は、土地の買入れ等への支援を強化し、特別緑地保全地区等の指定の増加を図るものであるが、本特例措置が適用されない場合、土地所有者は国指定法人でなく特別控除がすでに講じられている地方公共団体(土地所有者が特別緑地保全地区等の土地の買入れ申出を行い、地方公共団体等に売却する際、譲渡益又は2,000万円の小さい方を損金算入できるもの(租税特別措置法第65条の3第1項第3号。)に土地を譲渡するインセンティブが働き、制度が機能しない事態が生じることとなる。</p> <p>以上を踏まえ、租税措置等による達成目標に係る測定指標を、特別緑地保全地区等の指定件数19件/年度<sup>※2</sup>(令和6~10年度)と設定する。</p> <p>※2 平成17年度以降の特別緑地保全地区等の新規指定平均件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国指定法人による土地の買入れが可能となることで、地方公共団体の負担が軽減され、特別緑地保全地区等の指定の促進を通じた、都市における緑地保全の推進に寄与する。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>令和6年度 1件 令和7年度 1件 令和8年度 1件 令和9年度 1件 令和10年度 1件</p> <p>【算定方法】</p> <p>都市緑地の保全及び緑化の推進に関する施策の実績調査(国土交通省公園緑地・景観課にて地方公共団体を対象に毎年度実施)の直近5か年の実績から算出。</p> <p>買入れ事業費上位10%の平均単価: 200百万円/件 年間予算を400百万円と仮定した場合の年間買入れ件数: 400百万円 ÷ 200百万円/件 = 2件</p>

		<p>2件のうち、個人所有と法人所有が1件ずつあると仮定し、法人関係税の対象となる法人所有の1件を適用数としている。</p> <p>※上記はすべて見込みであり、予算の措置状況等により変動する可能性がある。</p>																																																																																				
② 適用額		<p>令和6年度 2,000万円 令和7年度 2,000万円 令和8年度 2,000万円 令和9年度 2,000万円 令和10年度 2,000万円</p> <p>※各法人権利者は、2,000万円まで控除を受けるものと仮定して、本特例の適用見込み額を算出。</p>																																																																																				
③ 減収額		<p>(金額:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I. 法人税 ※適用数×適用額×法人税率</td> <td>減収額 464</td> <td>464</td> <td>464</td> <td>464</td> <td>464</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税率 23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>II. 法人住民税 ※適用数×適用額×法人住民税率</td> <td>減収額 32</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税率 1.6%</td> <td>1.6%</td> <td>1.6%</td> <td>1.6%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>III. 法人事業税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①所得割 ※適用数×適用額×税率</td> <td>減収額 20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税率 1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>②特別法人事業税 ※法人事業税(所得割)の減収額×税率</td> <td>減収額 52</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税率 260%</td> <td>260%</td> <td>260%</td> <td>260%</td> <td>260%</td> </tr> <tr> <td>③付加価値割 ※適用数×適用額×税率</td> <td>減収額 24</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税率 1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>合計①～③</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>減収額合計(I～III)</td> <td>592</td> <td>592</td> <td>592</td> <td>592</td> <td>592</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外形標準課税対象法人に適用される税率を用いて計算</p>		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	I. 法人税 ※適用数×適用額×法人税率	減収額 464	464	464	464	464		税率 23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	II. 法人住民税 ※適用数×適用額×法人住民税率	減収額 32	32	32	32	32		税率 1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	III. 法人事業税						①所得割 ※適用数×適用額×税率	減収額 20	20	20	20	20		税率 1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	②特別法人事業税 ※法人事業税(所得割)の減収額×税率	減収額 52	52	52	52	52		税率 260%	260%	260%	260%	260%	③付加価値割 ※適用数×適用額×税率	減収額 24	24	24	24	24		税率 1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	合計①～③	96	96	96	96	96	減収額合計(I～III)	592	592	592	592	592
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																																																																	
I. 法人税 ※適用数×適用額×法人税率	減収額 464	464	464	464	464																																																																																	
	税率 23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%																																																																																	
II. 法人住民税 ※適用数×適用額×法人住民税率	減収額 32	32	32	32	32																																																																																	
	税率 1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%																																																																																	
III. 法人事業税																																																																																						
①所得割 ※適用数×適用額×税率	減収額 20	20	20	20	20																																																																																	
	税率 1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%																																																																																	
②特別法人事業税 ※法人事業税(所得割)の減収額×税率	減収額 52	52	52	52	52																																																																																	
	税率 260%	260%	260%	260%	260%																																																																																	
③付加価値割 ※適用数×適用額×税率	減収額 24	24	24	24	24																																																																																	
	税率 1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%																																																																																	
合計①～③	96	96	96	96	96																																																																																	
減収額合計(I～III)	592	592	592	592	592																																																																																	
④ 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和6年度予算概算要求の内容から、国指定法人による特別緑地保全地区等の土地の買入れに伴う本特例措置の適用件数は最大で2件/年となることが想定される。すでに租税特別措置が講じられている地方公共団体による買入れと同等の措置としなければ、土地所有者が売却先として国指定法人を選択することは考えづらく、国指定法人制度の意義が損なわれ、政策目的達成のために本措置が不可欠である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置が講じられることで、国指定法人が譲渡先の候補となり得、国指定法人による特別緑地保全地区等の買入れの円滑化が図られ、特別緑地保全地区等の指定促進が見込まれる。その結果、都市における緑地保全が推進されることが期待される。</p>																																																																																				

		⑤ 税収減を是認する理由等	都市において良好な自然的環境を形成している緑地の保全を行うための効果的な手法であることから、本措置による税収減を是認する効果を有するものである。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>土地の買入れにおける土地所有者の負担を軽減するものであり、土地所有者に対し一律に適用することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切である。</p> <p>また、すでに租税特別措置が講じられている地方公共団体による買入れと同等の措置としなければ、土地所有者が売却先として国指定法人を選択することは考えづらく、国指定法人制度の意義が損なわれるものである。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担		特別緑地保全地区等の区域内の土地について、建築や土地の形質変更等の行為が原則禁止となる厳しい規制が設けられている。なお、国指定法人が行う土地の買入れに係る予算確保に向け、令和6年度予算概算要求において必要な予算措置を要求しているところ。土地所有者から国指定法人への土地の譲渡の際に、土地所有者の負担軽減を図る措置は本特例措置のほかにはなく、明確な役割分担がなされている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性		本特例措置により、土地の買入れが円滑に実施され、地方公共団体が行う特別緑地保全地区等の活用による緑地保全が推進されるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



## 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

## (1) 達成目標

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の測定指標（最低居住面積水準未満率4.0%（平成30年）を早期に解消する）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。
- ② 所期の測定指標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））を削除する合理的な理由が明らかにされていない。
- ③ 所期の測定指標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））を削除する合理的な理由が明らかにされていない。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① （最低居住面積水準未満率4.0%（平成30年）を早期に解消する）を所期の測定指標としていた「開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業」（旧3号イ）は令和3年度税制要望時に廃止されており、廃止の旨は「7. 創設年度及び改正経緯」に明記されている。
- ② （子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））を所期の測定指標としていた「開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業」（旧3号イ）は令和3年度税制要望時に廃止されており、廃止の旨は「7. 創設年度及び改正経緯」に明記されている。
- ③ （子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））を所期の測定指標としていた「開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業」（旧3号イ）は令和3年度税制要望時に廃止されており、廃止の旨は「7. 創設年度及び改正経緯」に明記されている。

## 【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (2) 過去の適用数

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

## なし。

## 【国土交通省の補足説明】

—

## 【点検結果】

なし。

## (3) 将来の適用数

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数の算定根拠（出典）について、「※地方公共団体への土地区画整理事業の税制特例の利用実績等調査（国土交通省都市局市街地整備課にて地方公共団体を対象に毎年4月頃に実施）を基に記載」と説明されているが、貴省において何らの計算（推計）も行われていないのかが明らかにされていない。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① 適用数に関して、地方公共団体への土地区画整理事業の税制特例の利用実績等調査

(国土交通省都市局市街地整備課にて地方公共団体を対象に毎年4月頃に実施)において得られた実数を集計及び転記しており、推計を行っていない。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (4) 過去の減収額

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

## なし。

## 【国土交通省の補足説明】

—

## 【点検結果】

なし。

## (5) 将來の減収額

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

## 【国土交通省の補足説明】

—

## 【点検結果】

なし。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の測定指標（最低居住面積水準未満率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

- ② 所期の測定指標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

- ③ 所期の測定指標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

- ④ 所期の測定指標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の効果（令和2年度から4年度）が年度ごとに把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ⑤ 所期の測定指標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の効果（令和2年度から4年度）について、「令和2年度から令和4年度の間に、他の施策と合わせ、9,327haが整備されているところである」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ⑥ 所期の測定指標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の直接的な効果（令和元年度から4年度）について、「本措置による従前権利者の合意形成の促進は、土地区画整理事業の事業期間の短縮及び確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策目標に係る業績指標である都市再生誘発量についても、土地区画整理事業によって下記のとおり令和元年度か

ら令和4年度の間に約3,124haが整備されており、順調に増加している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

#### 【国土交通省の補足説明】

- ① (最低居住面積水準未満率4.0% (平成30年) を早期に解消する) を所期の測定指標としていた「開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業」(旧3号イ)は令和3年度税制要望時に廃止されており、廃止の旨は「7. 創設年度及び改正経緯」に明記されている。
- ② (子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる (全国)) を所期の測定指標としていた「開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業」(旧3号イ)は令和3年度税制要望時に廃止されており、廃止の旨は「7. 創設年度及び改正経緯」に明記されている。
- ③ (子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる (大都市圏)) を所期の測定指標としていた「開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業」(旧3号イ)は令和3年度税制要望時に廃止されており、廃止の旨は「7. 創設年度及び改正経緯」に明記されている。
- ④ 都市再生誘発量の増加量に与えている効果として、「10. 有効性④効果・都市再生誘発量の年度別の達成状況」及び「10. 有効性④効果・達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」において、本特例措置の他の施策と合わせた効果及び本特例措置の直接的効果を年度毎に記載されている。
- ⑤ 「9. 必要性③達成目標及びその実現による寄与」にあるとおり、都市再生誘発量は「民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計を計上」したものである。なお、事業の面積については、自治体に対するヒアリング等により民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積を集計している。
- ⑥ 土地区画整理事業については、本特例措置以外の税制優遇や補助金等の支援措置があり、これらが総合的に円滑な事業推進に寄与していること、また、事業の実施判断には経済・社会情勢等も影響することから、本特例措置の効果のみを抜き出すことは困難である。

#### 【点検結果】

- ①～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (7) 将来の効果

##### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標 (社会経済情勢の構造的变化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成29年度から令和8年度の間に27,300haとする。以下同じ。) に対する将来の効果 (令和5年度から7年度) が年度ごとに予測されていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ② 達成目標に対する将来の効果について、「平成29年度から令和8年度までの期間において、毎年度一定の面積の整備が完了するものと仮定すると、目標達成にあたっては2,730ha／年の整備が必要となる。平成29年度から令和4年度までの6年間に換算すれば16,380haの整備が完了している必要があると考えられるが、令和4年度末時点においては16,380haを上回る17,233haの整備が完了している。今後も同様の傾向で都市再生誘発量が推移すると仮定すると、令和8年度末には都市再生誘発量が27,300haに到達することが予測される」と説明されているが、算定根拠 (計算式、計算に用いた数値及びその

出典) が明らかにされていない。

③ 達成目標に対する将来の直接的な効果について、「本措置の直接的な効果として、計約29.1ha (令和元年度～令和8年度) の土地区画整理事業が行われ、または行われる見込みである」と説明されているが、将来の効果 (本措置の直接的な効果として、計約29.1ha (令和元年度～令和8年度) の土地区画整理事業が行われ、または行われる見込みである) から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後の直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

#### 【国土交通省の補足説明】

- ① 将來の効果の年度毎の予測については、平成29年度から令和4年度までに整備が完了した17,233haを、平成29年度から令和4年度までの6年間で除した2,872ha／年が、引き続き毎年度整備される仮定に基づいた年度毎の予測を追記する。
- ② 将來の効果の年度毎の予測については、平成29年度から令和4年度までに整備が完了した17,233haを、平成29年度から令和4年度までの6年間で除した2,872ha／年が、引き続き毎年度整備される仮定に基づいて計算をしており、その旨を追記する。

都市再生誘発量は「9. 必要性③達成目標及びその実現による寄与」にあるとおり、「民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計を計上」したものである。なお、17,233haについては、自治体に対するヒアリング等により民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積を集計している。

- ③ 土地区画整理事業の施行にあたっては、本特例措置以外の税制優遇や補助金等の支援措置があり、これらが総合的に円滑な事業推進に寄与していること、また、事業の実施判断には経済・社会情勢等も影響することから、本特例措置の効果のみを抜き出すことは困難である。また、本特例措置があつたことを理由として譲渡が行われたか否かについて、アンケートによる集計は実施されていない。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (8) 他の政策手段

##### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。
- ② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。

#### 【国土交通省の補足説明】

- ① 事業費などに対する国庫補助等は特定の補助制度を指してはおらず、土地区画整理事業に係る全般的な補助制度を指している。指摘を踏まえ、同様の政策目的に係る特例措置について追記する。
- ② 対象とする事業の特性を踏まえて追記する。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1 政策評価の対象とした政策の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長		
2 対象税目 ① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	法人税: 税(国税6) 法人住民税: 税、法人事業税: 税(自動連動)(地方税9)	② 政策体系における政策目的の位置付け ③ 達成目標及びその実現による寄与	
	所得税: 外、個人住民税: 外		
3 要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】		
4 内容	<p>《現行制度の概要》 法人の有する土地等につき、民間事業者が施行する土地区画整理事業として行われる一定の大規模な宅地造成事業のために譲渡し、当該法人が対価を取得した場合において、当該対価の額が当該土地等の帳簿価格を超えるときには、その超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入することができる。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和8年12月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の4第1項第3号、第3項～第5項</p>		
5 担当部局	国土交通省都市局市街地整備課		
6 評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和8年度</p>		
7 創設年度及び改正経緯	<p>平成6年度 創設 平成8年度 延長 平成10年度 延長 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 縮減・延長(一団の住宅建設に関する事業を除外) 平成27年度 延長 平成30年度 延長 令和3年度 縮減・延長(開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業を除外、施行地区の全部が市街化区域に含まれるものに限定)</p>		
8 適用又は延長期間	3年間(令和6年1月1日～令和8年12月31日)		
9 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の都市構造を、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備等を通じて都市再生を誘発する。</p> <p>《政策目的の根拠》 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第一条において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。</p>	

	② 政策体系における政策目的の位置付け ③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成29年度から令和8年度の間に27,300haとすることを目標とする。 なお、平成30年度末時点において5,163haの整備が完了していることから、目標達成にあたっては令和元年度から令和8年度までの間において、22,137haの整備が必要であると考えられる。</p> <p>※都市再生誘発量 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計を計上。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一定の土地区画整理事業の施行に伴い、土地等を民間事業者に譲渡し、対価を得る従前権利者にとっては、当該対価に係る課税のあり方が、同事業に対する重要な判断要素となっている。本措置によって当該従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>	
10 有効性等	① 適用数	<p>令和元年度: 1地区(法人2件) 令和2年度: 0地区 令和3年度: 1地区(法人1件) 令和4年度: 0地区 令和5年度: 0地区※見込み 令和6年度: 0地区※見込み 令和7年度: 0地区※見込み 令和8年度: 1地区(法人5件)※見込み</p> <p>令和元年度から令和4年度の適用地区数は2地区(法人3件)であるが、前回評価時における見込みと乖離した原因については、前回評価時の適用見込み地区が事業の伸展に伴い公募要件を満たさないことが明らかになったこと及び権利関係の変動に伴い事業スケジュールの大幅な見直しが生じたことに因るものである。</p> <p>また、次の2点を考慮すれば法人権利者数が限定的である中においても、一定程度適用があることから、適用数は必ずしも僅少とは言えない。</p> <p>① 平成30年土地基本調査総合報告書によれば、全国の土地所有主体別面積について、世帯(個人)所有が全体の51.0%であるのに対して、法人所有は9.6%である。</p>	

		<p>②平成 30 年土地基本調査総合報告書によれば、本措置適用地区的譲渡前の地目として多い「農地」の法人・世帯別の所有面積内訳をみると、法人・世帯所有農地の合計面積のうち世帯所有が 96.3%であるのに対し、法人所有は 3.7%である。</p> <p>※地方公共団体への土地区画整理事業の税制特例の利用実績等調査(国土交通省都市局市街地整備課にて地方公共団体を対象に毎年4月頃に実施)を基に記載。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」に記載される情報は、他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本措置に係る数値のみを抽出することが困難なため、当該情報を用いていない。</p>																																																																																																																														
②・適用額		<p>令和元年度: 30 百万円 令和2年度: 0 百万円 令和3年度: 15 百万円 令和4年度: 0 百万円 令和5年度: 0 百万円※見込み 令和6年度: 0 百万円※見込み 令和7年度: 0 百万円※見込み 令和8年度: 75 百万円※見込み</p> <p>※地方公共団体への土地区画整理事業の税制特例の利用実績等調査(国土交通省都市局市街地整備課にて地方公共団体を対象に毎年4月頃に実施)を基に記載。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」に記載される情報は、他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本措置に係る数値のみを抽出することが困難なため、当該情報を用いていない。</p> <p>※各法人権利者は 1,500 万円まで控除を受けるものと仮定して、本措置の適用見込額を算出</p>																																																																																																																														
③・減収額		<p>(金額: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I. 法人税 ※適用額×税率</td> <td>7.0</td> <td>0.0</td> <td>3.5</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>  税率</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>II. 法人住民税 ※法人税の減収額×税率</td> <td>0.9</td> <td>0.0</td> <td>0.2</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>  税率</td> <td>12.9%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>III. 法人事業税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①所得割 ※適用額×税率</td> <td>0.2</td> <td>0.0</td> <td>0.2</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>  税率</td> <td>0.7%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>②地方法人特別税(～R1)特別法人事業税(2～) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率</td> <td>0.9</td> <td>0.0</td> <td>0.4</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>  税率</td> <td>414.2%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> </tr> <tr> <td>③付加価値割 ※適用額×税率</td> <td>0.4</td> <td>0.0</td> <td>0.2</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>  税率</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>合計(①～③)</td> <td>1.4</td> <td>0.0</td> <td>0.7</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>減収額合計(I～III)</td> <td>9.3</td> <td>0.0</td> <td>4.4</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>22.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも外形標準課税対象法人に適用される税率を用いて計算</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	I. 法人税 ※適用額×税率	7.0	0.0	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	17.4	税率	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	II. 法人住民税 ※法人税の減収額×税率	0.9	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	税率	12.9%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	III. 法人事業税									①所得割 ※適用額×税率	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	税率	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	②地方法人特別税(～R1)特別法人事業税(2～) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率	0.9	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	税率	414.2%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	③付加価値割 ※適用額×税率	0.4	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	税率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	合計(①～③)	1.4	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	減収額合計(I～III)	9.3	0.0	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																																																																																								
I. 法人税 ※適用額×税率	7.0	0.0	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	17.4																																																																																																																								
税率	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%																																																																																																																								
II. 法人住民税 ※法人税の減収額×税率	0.9	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2																																																																																																																								
税率	12.9%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%																																																																																																																								
III. 法人事業税																																																																																																																																
①所得割 ※適用額×税率	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8																																																																																																																								
税率	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%																																																																																																																								
②地方法人特別税(～R1)特別法人事業税(2～) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率	0.9	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0																																																																																																																								
税率	414.2%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%																																																																																																																								
③付加価値割 ※適用額×税率	0.4	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9																																																																																																																								
税率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%																																																																																																																								
合計(①～③)	1.4	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6																																																																																																																								
減収額合計(I～III)	9.3	0.0	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2																																																																																																																								

	④効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》					
		・都市再生誘発量の年度別の達成状況 (ha)					
		各年度合計面積	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
		累計面積※	7,906	12,143	15,601	17,233	
		※平成 28 年度末を 0ha とした時の平成 29 年度から当該年度までの都市再生誘発量の累計					
		・租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成 29 年度から令和8年度の間に 27,300ha とすることを目標としているところ、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、平成 29 年度から令和8年度までの期間において、毎年度一定の面積の整備が完了するものと仮定すると、目標達成にあたっては 2,730ha／年の整備が必要となる。平成 29 年度から令和4年度までの6年間に換算すれば 16,380ha の整備が完了している必要があると考えられるが、令和4年度末時点においては 16,380ha を上回る 17,233ha の整備が完了している。平成 29 年度から令和4年度までの6年間に整備が完了した 17,233ha を、平成 29 年度から令和4年度までの6年間で除した 2,872ha／年の整備が今後も継続し、都市再生誘発量が推移すると単純に仮定すると、令和8年度末には都市再生誘発量が 27,300ha に到達することが予測される。					
		各年度合計面積	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
		累計面積※	20,105	22,977	25,849	28,721	
		※平成 29 年度から令和4年度までの6年間における平均整備完了面積 2,872ha／年の整備が令和5年度から令和8年度までの4年間ににおいても継続されると仮定した場合の年度毎の値					
		○所期の目標の達成状況					
		・前回の評価時点において、都市再生誘発量について令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ 11,306ha を整備するとしていったところ、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、令和2年度から令和4年度の間に、他の施策と合わせ、9,327ha が整備されているところである。令和2年度から令和5年度までの期間において、毎年度一定面積の整備が完了するものと仮定すると、目標達成にあたっては 2,827ha／年の整備が必要となる。令和2年度から令和4年度までの3年間に換算すれば 8,481ha の整備が完了している必要があると考えられるが、令和4年度末時点においては 8,481ha を上回る 9,327ha の整備が完了している。今後も同様の傾向で都市再生誘発量が推移すると仮定すると、令和5年度末には都市再生誘発量が 11,306ha に到達することが予測される。					
		・令和2年度から令和4年度までの3年間において、適用件数は1件であるが、平成 30 年土地基本調査総合報告書によれば、全国の土地の所有主体別面積について、世帯(個人)所有が全体の 51.0%であるのに対して、法人所有は 9.6% であり、本措置適用地区的譲渡前の地目として多い「農地」の法人・世帯別の所有面積内訳をみると、法人・世帯所有農地の合計面積のうち世帯所有が 96.3%であるのに対して、法人所有は 3.7% である。					
		・本措置は 5ha 以上の大規模な土地区画整理事業を対象としており、令和3年度の適用事例においても 17.8ha の整備が行われる見込み					

	<p>であることから、達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>『達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果』</p> <p>・本措置による従前権利者の合意形成の促進は、土地区画整理事業の事業期間の短縮及び確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策目標に係る業績指標である都市再生誘発量についても、土地区画整理事業によって下記のとおり令和元年度から令和4年度の間に約 3,124ha が整備されており、順調に増加している。</p> <p style="text-align: right;">(ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和元年</th><th>令和2年</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各年度合計面積</td><td>607</td><td>644</td><td>1,535</td><td>337</td></tr> </tbody> </table> <p>※都市再生誘発量のうち、土地区画整理事業の手法を用いて整備された各年度の合計面積</p> <p>・令和元年度から令和4年度までの4年間において、適用件数は3件であるが、平成30年土地基本調査総合報告書によれば、全国の土地の所有主体別面積について、世帯(個人)所有が全体の51.0%であるのに対して、法人所有は9.6%であり、本措置適用地区的譲渡前の地目として多い「農地」の法人・世帯別の所有面積内訳をみると、法人・世帯所有合計面積のうち世帯所有の96.3%であるのに対して、法人所有は3.7%であることから、法人権利者は限定的である。</p> <p>・同期間中における個人権利者の適用件数は235件であることを踏まえ、本措置が適用される大規模な土地区画整理事業においては多数の権利者がいる中で、現に法人権利者においても一定程度適用があるように、地区によっては一定の法人権利者が存することが想定されるため、本措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>・また、本措置は5ha以上の大規模な土地区画整理事業を対象としており、令和3年度の適用事例においても17.8haの整備が行われる見込みであることからも、達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>・本措置の直接的な効果として、計約 29.1ha(令和元年度～令和8年度)の土地区画整理事業が行われ、または行われる見込みである。</p> <p>令和元年度: Oha 令和2年度: 11.3ha 令和3年度: Oha 令和4年度: Oha 令和5年度: Oha※見込み 令和6年度: 17.8ha※見込み 令和7年度: Oha※見込み 令和8年度: Oha※見込み</p> <p>※地方公共団体への土地区画整理事業の税制特例の利用実績等調査(国土交通省都市局市街地整備課にて地方公共団体を対象に毎年4月頃に実施)を基に記載。</p> <p>本措置により優良な宅地を創出しているところであり、優良な宅地の供給に対して相応の効果を上げているとともに、都市再生誘発量の向上に寄与している。本措置は民間事業者が買い取った一団の宅地の面積が5haを超えることを要件としており、そうした大規模な土地区画</p>		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	各年度合計面積	607	644	1,535	337
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年							
各年度合計面積	607	644	1,535	337							

			整理事業に対して事業期間の短縮及び確実かつ円滑な推進の効果を上げているものである。
	⑤ 税収減を是認する理由等		<p>優良な宅地の供給を促進し、豊かな都市環境と経済活動の実現を図るには、優良な土地区画整理事業を施行しようとする民間事業者に対して、従前の権利者が土地を譲渡するインセンティブを与えることで、用地交渉の長期化等による事業コストやリスクを軽減し、事業を円滑に推進する環境を整えることが効果的であることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>本措置の寄与もあり、都市再生誘発量は令和元年度から令和4年度にかけて約 12.07ha 増加しており、その効果は過去における減収額(令和元年度及び令和3年度: 国税 10.4 百万円、地方税 3.3 百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、一団地の面積が5ha以上の大規模な土地区画整理事業を対象としており、必要十分な公共施設を一体的・総合的に整備することが可能である等、特に公共性が高い事業であるが、その一方で、多数の権利者との調整の難航により事業が長期化するなど大きなリスクを有することから、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者に委ねるのみでは、優良な土地区画整理事業が施行されない可能性がある。権利者調整の難航により事業が長期化するリスクを低減させるにあたって、本特例措置によって仮換地指定の前における従前権利者の土地等の譲渡に対するインセンティブを与えることが効果的であることから、本特例を措置することは妥当である。</p> <p>また、申請等により補助対象者を個別に捕捉し補助を行うことは、行政の効率性の観点から非効率であり、租税特別措置によることが適切である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担		<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置(所得税・法人税・住民税)</li> </ul> <p>本特例措置は、公的主体が実施する土地区画整理事業と同程度に優良な土地区画整理事業について認められるものであり、厳しい要件が課されている分、大きな税負担の軽減が措置されている。また、住宅地造成のみならず他の宅地造成においても適用が可能である点、仮換地指定の前の譲渡を対象としている点など、両制度は役割分担がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費などに対する国庫補助等は土地区画整理事業の施行者に対して行うものであり、本措置の支援対象(従前の権利者)とは明確な区別がなされている。</li> </ul>
	③ 地方公共団体が協力する相当性		本措置により、各地域において良好な宅地の形成、都市再生・地域再生の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月(国交 01)



## 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（本特例措置を講ずることにより、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に資する）から新たな達成目標（本特例措置を講ずることにより、TTBの経営が安定することとなり、令和4年度末時点では建設事業未収金約3,500億円に対して、令和10年度末には建設事業未収金が約900億円程度となる計画であり、TTBの適切かつ円滑な業務の推進が図られるものである）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
- ② 達成目標（本特例措置を講ずることにより、TTBの経営が安定することとなり、令和4年度末時点では建設事業未収金約3,500億円に対して、令和10年度末には建設事業未収金が約900億円程度となる計画であり、TTBの適切かつ円滑な業務の推進が図られるものである。以下同じ。）は、本特例措置の有効性等を明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 達成目標は、「本特例措置を講ずることにより、TTBの適切かつ円滑な業務の推進が図られる」としており、前回と同様である。  
今回、東京湾横断道路の建設等を特例的に実施し生じている建設事業未収金を、計画的に減少させていくことを定量的に示したものであり、達成目標自体を変更しているものではない。
- ② 本特例措置を講ずることにより、TTBでは毎年の純利益は黒字を維持することができており、今後も以下のとおり純利益が同程度で推移することで、適切かつ円滑に業務を推進することが見込まれる。

(単位：百万円)

年度	当期純利益	租税減収額	特例措置が無い場合の当期純利益
R2	53	△447	△394
R3	156	△446	△291
R4	215	△443	△228
R5	215	△440	△228
R6	215	△435	△228
R7	215	△427	△228
R8	215	△412	△228
R9	215	△412	△228
R10	215	△412	△228

※端数処理のため、数値が一致しないところがある。

※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。

※純利益の将来の見込みについては、今後も同程度で収支が推移していく見通しあることから、R4決算額を記載。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数について、「毎年度1件」と説明されているが、算定根拠が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 前回通りに修正する。

毎年度1件

※本措置の適用対象はTTBのみである。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数について、「毎年度1件」と説明されているが、算定根拠が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 前回通りに修正する。

毎年度1件

※本措置の適用対象はTTBのみである。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 前回通りに補足説明を追記する。

「※適用実態調査に記載ある適用総額は上記計算式の「資本金×（建設事業未収金／総資産）」に該当している。（上表は事業実施年度ベースで記載）」

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】 なし。
---------------

## (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① TTBの主な事業である、東京湾横断道路の日常的管理業務と休憩施設運営事業の今後の収支については、令和4年度と同程度で推移する見通しであり、以下のとおり今後の純利益も同程度で推移する見込み。

また、TTBにおいては、当面資本割の課税標準額である資本金の額は一定であり状況が変わるものではない。

よって、本特例措置による減免がなければ、将来的な経営が赤字で推移することが見込まれることから、本特例措置は、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に必要なものである。

(単位：百万円)

年度	当期純利益	租税減収額	特例措置が無い場合の 当期純利益
R2	53	△447	△394
R3	156	△446	△291
R4	215	△443	△228
R5	215	△440	△228
R6	215	△435	△228
R7	215	△427	△228
R8	215	△412	△228
R9	215	△412	△228
R10	215	△412	△228

※端数処理のため、数値が一致しないところがある。

※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。

※純利益の将来の見込みについては、今後も同程度で収支が推移していく見通しあることから、R4決算額を記載している。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 法人事業税: 税(地方税 16)
		② 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	
4	内容	
<p>《現行制度の概要》            東京湾横断道路株式会社(以下「TTB」という。)に対する法人事業税の資本割の課税標準額の算定について、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうちに建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する。  <math display="block">(課税標準額 = 資本金等 - 資本金等 \times (建設事業未収金 / 総資産))</math> </p> <p>《要望の内容》            措置の適用期限を5年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>《関係条項》            ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 9 条第 7 項            ・地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)附則第 6 条の 2 第 1 項            ・地方税法施行規則(昭和 29 年總理府令 23 号)附則第 2 条の 7</p>		
5	担当部局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	
7	創設年度及び改正経緯	
8	適用又は延長期間	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠  《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東京湾横断道路は、首都圏の幹線道路ネットワークの一環として、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものである。 TTBは、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和 61 年法律第 45 号。以下「湾横特措法」という。)により、大規模プロジェクトによる当該道路(一般国道 409 号)の建設等を特例的に実施し、その管理を行っている。 本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適切かつ円滑な業務の推進を図り、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成を実現する。
		《政策目的の根拠》 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和 61 年法律第 45 号)第1条

		② 政策体系における政策目的的位置付け	政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 29 道路交通の円滑化を推進する																				
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》            TTBの資本金は、東京湾横断道路開通後にTTBが湾横特措法第2条に基づき実施している東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設運営事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合においては、TTBの事業経営に与える影響が甚大となる。</p> <p>本特例措置を講ずることにより、TTBの経営が安定することとなり、令和4年度末時点では建設事業未収金約 3,500 億円に対して、令和 10 年度末には建設事業未収金が約 900 億円程度となる計画であり、TTBの適切かつ円滑な業務の推進が図られるものである。</p> <p>※ 東京湾横断道路事業は、本来我が国が行うべき国道の建設事業について、湾横特措法に基づき、民活方式によりTTBが特例的に実施したものであるが、当該道路の建設に当たっては、有利子債務を少なくするため、地方公共団体等から多額の出資金を受けていることから、資本金の額が著しく大きなものとなっている。</p> <p>現在のTTBの主な事業は、東京湾横断道路の日常的管理業務と休憩施設業務であり、資本金の額は事業規模を適正に反映したものとはいえないため、本特例が措置されたものである。</p>																				
	10 有効性等	① 適用数	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》            東京湾横断道路は、京葉道路、東京湾岸道路、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道等と一緒に、首都圏における広域的幹線道路網を形成するものである。本道路は、京浜地域と房総地域を直結することにより首都圏の南バイパスの役割を果たし、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものである。</p> <p>TTBは、湾横特措法により当該道路の建設等を特例的に実施し、平成9年12月の開通以来、その建設により蓄積した技術とノウハウを活かして当該道路の管理等を行っている。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適切かつ円滑な業務の推進が図られ、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に寄与する。</p>																				
		② 適用額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td><td>88,510</td><td>88,257</td><td>87,633</td><td>87,068</td><td>86,156</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td><td>84,448</td><td>81,456</td><td>81,456</td><td>81,456</td></tr> </tbody> </table>	年度	R2	R3	R4	R5	R6	適用額	88,510	88,257	87,633	87,068	86,156	年度	R7	R8	R9	R10	適用額	84,448	81,456
年度	R2	R3	R4	R5	R6																		
適用額	88,510	88,257	87,633	87,068	86,156																		
年度	R7	R8	R9	R10																			
適用額	84,448	81,456	81,456	81,456																			
※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。																							

		※適用額は「資本金×(建設事業未収金/総資産)」に該当する。																																												
③ 減収額		<p>減収額の算出は下記のとおりである。          計算式:「特例無」-「特例有」  <math>= (\text{資本金} \times \text{税率}) - ((\text{資本金} - \text{資本金} \times (\text{建設事業未収金}/\text{総資産})) \times \text{税率})</math></p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例無 (特例措置がない場合の租税額(資本割))</td> <td>455</td> <td>455</td> <td>455</td> <td>455</td> <td>455</td> </tr> <tr> <td>特例有 (実納税額(資本割))</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>447</td> <td>446</td> <td>443</td> <td>440</td> <td>435</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例無 (特例措置がない場合の租税額(資本割))</td> <td>455</td> <td>455</td> <td>455</td> <td>455</td> </tr> <tr> <td>特例有 (実納税額(資本割))</td> <td>28</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>427</td> <td>412</td> <td>412</td> <td>412</td> </tr> </tbody> </table> <p>※端数処理のため、数値が一致しないところがある。          ※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。          ※適用実態調査に記載ある適用総額は上記計算式の「資本金×(建設事業未収金/総資産)」に該当している。(上表は事業実施年度ベースで記載)          ※資本金額は、R2～R4年度全て 90,000 百万円、税率は東京都: 0.525%、千葉県: 0.5%となっている。          ※また、令和4年度の総資産の額は 358,967,044 千円、建設事業未収金は 349,528,000 千円、特例適用額は 87,633,448 千円となる。(総資産の額に占める建設事業未収金の割合は 97.37%)</p>	年度	R2	R3	R4	R5	R6	特例無 (特例措置がない場合の租税額(資本割))	455	455	455	455	455	特例有 (実納税額(資本割))	7	8	11	14	19	減収額	447	446	443	440	435	年度	R7	R8	R9	R10	特例無 (特例措置がない場合の租税額(資本割))	455	455	455	455	特例有 (実納税額(資本割))	28	43	43	43	減収額	427	412	412	412
年度	R2	R3	R4	R5	R6																																									
特例無 (特例措置がない場合の租税額(資本割))	455	455	455	455	455																																									
特例有 (実納税額(資本割))	7	8	11	14	19																																									
減収額	447	446	443	440	435																																									
年度	R7	R8	R9	R10																																										
特例無 (特例措置がない場合の租税額(資本割))	455	455	455	455																																										
特例有 (実納税額(資本割))	28	43	43	43																																										
減収額	427	412	412	412																																										
④ 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》          建設事業未収金の実績及び将来の推測値は下記のとおり。</p> <p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設事業未収金</td> <td>3,495</td> <td>2,803</td> <td>2,116</td> <td>1,436</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          TTBにおいては、海上という立地条件による業務や経営への影響、交通量の変動など様々な事業リスクがある。こうした事業に与える不安定要素を多く抱える状況の中で、TTBの事業規模を適切に反映した課税標準とする本特例措置は、TTBの事業基盤の安定化のため必要なものである。          なお、下表から分かるとおり、本特例措置によって、TTB の当期純</p>	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	建設事業未収金	3,495	2,803	2,116	1,436	900	900	900																												
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																							
建設事業未収金	3,495	2,803	2,116	1,436	900	900	900																																							

		利益は黒字を維持できている。 本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化が図られているものといえる。	
(単位:百万円)			
年度	当期純利益	租税減収額	特例措置が無い場合の当期純利益
R2	53	△447	△394
R3	156	△446	△291
R4	215	△443	△228
※端数処理のため、数値が一致しないところがある。 ※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。			
⑤ 税収減を是認する理由等		本特例措置を講ずることによりTTBの適かつ円滑な業務の推進が図られる。これは、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなどその波及効果は大きく、税収減が十分に是認されると考えられる。	
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>東京湾横断道路の建設等については、湾横特措法により、TTBが特例的に行つた。</p> <p>TTBは、当該道路の建設等に当たり、有利子債務を少なくするため、地方公共団体等から多額の出資金を受けており、資本金の額が著しく大きなものとなっている。</p> <p>そのため、一般的の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なっており、TTB の事業税負担を適正なものとするためには、事業税負担を直接的に適正化することとなる本特例措置による対応が妥当である。</p>	
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置以外の支援措置は講じられていない。	
	③ 地方公共団体が協力する相当性	東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、大都市圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど、周辺地方公共団体の受益に資するものである。	
12 有識者の見解		—	
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月(H30 国交 11)	

## 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要かつ有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① JR二島会社については、令和12年度の経営自立に向けて様々な取組みを実施し、国においても出資等の支援を実施しているところ、各社の現在の経営状況にあっては本特例措置の有無によりその進捗に影響が出ることについて事前評価書に記載する修正を行った。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和12年度の経営自立化に向けて途上にあるJR二島会社において事業経営を継続」との説明では、達成目標について、達成すべき水準が定量的に明らかにされていないため、この点を課題とする。  
また、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (2) 過去の適用数

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

## 【国土交通省の補足説明】

—

## 【点検結果】

なし。

## (3) 将来の適用数

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

## 【国土交通省の補足説明】

—

## 【点検結果】

なし。

## (4) 過去の減収額

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（令和2年度及び3年度）について、「特例措置なしの納稅額－特例措置ありの納稅額」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明

らかにされていない（算定の基礎となる適用額が、計算式で使われているのか明らかでないことを含む。） なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 令和2年度及び令和3年度の算定過程について事前評価書に記載する修正を行った。

## (5) 将來の減収額

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

## 【国土交通省の補足説明】

—

## 【点検結果】

なし。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① 達成目標欄の修正に伴い、分析対象期間のJR二島会社の当期純利益と減税額を記載することで分析期間内における本特例措置の効果を把握できるよう事前評価書の修正を行った。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (7) 将來の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① 達成目標欄の修正に伴い、経営自立に向けた影響等、将来にわたって期待される効果について評価書に記載する事前評価書の修正を行った。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、令和6年度から令和10年度までの効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

## 【国土交通省の補足説明】

—

## 【点検結果】

なし。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	
2	対象税目 ① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	
4	内容  《現行制度の概要》 JR北海道及びJR四国(以下「JR二島会社」という。)の資本準備金に係る商法の特例を適用した金額(国鉄長期債務を承継させなかつたことにより、形式的に計上した資本準備金)及び令和3年度以降実施されている独立行政法人鉄道・運輸機構からJR二島会社に対する支援に伴う資本準備金の金額を、資本割の課税標準から控除し、事業の規模に見合う資本金に2を乗じた額を課税標準とする。  《要望の内容》 現行の措置を5年間延長し、令和11年3月31日までとする。 《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第9条第1項	
5	担当部局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	
7	創設年度及び改正経緯	
8	適用又は延長期間	
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠  《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 JR二島会社の資本準備金の特殊性や両社への支援効果の最大化を勘案した適正な課税措置により、国鉄から承継した旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営するとともに、国鉄改革の趣旨に則り経営自立に向けた取組を進めることを目的とする。  《政策目的の根拠》 ○日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第13条第2項、第20条第1項  ○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)附則第4条第2項	

			○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第5条第1項第2号、附則第5条第1項第3号
②	政策体系における政策目的の位置付け		政策目標5「安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保」 施策目標14「公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する」  政策目標8「都市・地域交通等の快適性、利便性の向上」 施策目標26「鉄道網を充実・活性化させる」 施策目標27「地域公共交通の維持・活性化を推進する」
③	達成目標及びその実現による寄与		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 JR二島会社の資本準備金は、国鉄長期債務を承継させなかつたことにより形式的に計上したものと令和3年度以降実施されている独立行政法人鉄道・運輸機構からJR二島会社に対する支援に伴い計上されたものにより構成されており、本来的には資本準備金の性格を有しておらず、JR二島会社の事業規模に比べれば過大であるため、仮に全額に資本割が適用された場合には、JR二島会社の事業経営に大きな影響を与えることとなる。 JR二島会社は令和12年度末の経営自立化の目標に向けて、長期ビジョンを策定し、上記支援を最大限活用しながら各種施策に取り組んでいるが、現下の令和5年度事業計画における当期純損益は両社とも赤字が見込まれている(JR北海道:▲82億円、JR四国:▲23億円)。 本特例措置を引き続き講ずることにより、令和12年度の経営自立化に向けて途上にあるJR二島会社において事業経営を継続し、その目標の達成に向けた取組みを進めることができると想定され、地域公共交通の維持・活性化の推進に寄与するものである。
			※ JR二島会社は、その収益規模から国鉄改革時に国鉄の長期債務を承継しなかつたため、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金相当額が計上され、またJR二島会社の経営自立のための令和3年度以降の出資等の支援に伴う資本準備金相当額も計上されている。このため、JR二島会社の資本準備金はそれぞれの事業規模に比べれば過大であるため、本特例が措置されたものである。
10	有効性等 ① 適用数		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 JR二島会社の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、令和12年度の経営自立化の目標に向けて途上にあるJR二島会社が事業経営を継続し、その目標の達成に向けた取組みを進めることが期待される。
			(1)実績 平成26年度 3事業者(JR北海道、JR四国及びJR九州) 平成27年度 3事業者 平成28年度 3事業者 平成29年度 3事業者

	<p>平成 30 年度 3事業者 令和元年度 2事業者(JR北海道及びJR四国) 令和2年度 2事業者 令和3年度 2事業者 令和4年度 2事業者</p> <p>(2)今後の見込 令和5年度 2事業者 令和6年度 2事業者 令和7年度 2事業者 令和8年度 2事業者 令和9年度 2事業者 令和 10 年度 2事業者</p> <p>※本特例措置の対象は JR 会社法に規定する特定鉄道事業者に限定されている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置がある場合の課税標準 資本金 3,500 百万円 × 2 = 7,000 百万円…⑤</li> <li>・特例措置の有無による差額 ④ - ⑤ = 50,840 百万円…⑥</li> </ul> <p>◎合計(適用額) ③ + ⑥ = 164,066 百万円</p> <p>令和3年度末時点 ○JR北海道(出典:財務諸表や聞き取り)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の金額:215,452 百万円 資本金 9,000 百万円 + 資本準備金 206,452 百万円</li> <li>・特例措置がない場合の課税標準 100,000 百万円 + (115,452 百万円 / 2) = 157,726 百万円…① ※資本金等の金額が 1,000 億円を超える部分は 1/2 に圧縮</li> <li>・特例措置がある場合の課税標準 9,000 百万円 × 2 = 18,000 百万円…②</li> <li>・特例措置の有無による差額 ① - ② = 139,726 百万円…③</li> </ul> </p> <p>○JR四国(出典:財務諸表や聞き取り)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の金額:120,730 百万円 資本金 3,500 百万円、資本準備金 117,230 百万円</li> <li>・特例措置がない場合の課税標準 100,000 百万円 + (20,730 万円 / 2) = 110,365 百万円…④ ※資本金等の金額が 1,000 億円を超える部分は 1/2 に圧縮</li> <li>・特例措置がある場合の課税標準 3,500 百万円 × 2 = 7,000 百万円…⑤</li> <li>・特例措置の有無による差額 ④ - ⑤ = 103,365 百万円…⑥</li> </ul> </p> <p>◎合計(適用額) ③ + ⑥ = 243,091 百万円</p> <p>令和4年度末時点 ○JR北海道(出典:財務諸表や聞き取り)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の金額:224,852 百万円 資本金 9,000 百万円 + 資本準備金 215,852 百万円</li> <li>・特例措置がない場合の課税標準 100,000 百万円 + (124,852 百万円 / 2) = 162,426 百万円…① ※資本金等の金額が 1,000 億円を超える部分は 1/2 に圧縮</li> <li>・特例措置がある場合の課税標準 9,000 百万円 × 2 = 18,000 百万円…②</li> <li>・特例措置の有無による差額 ① - ② = 144,426 百万円…③</li> </ul> </p> <p>○JR四国(出典:財務諸表や聞き取り)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の金額:126,731 百万円 資本金 3,500 百万円、資本準備金 123,231 百万円</li> </ul> </p>
② 適用額	<p>(1)実績 平成 26 年度 276,020 百万円 平成 27 年度 276,020 百万円 平成 28 年度 276,020 百万円 平成 29 年度 276,020 百万円 平成 30 年度 276,020 百万円 令和元年度 164,066 百万円 令和2年度 164,066 百万円 令和3年度 243,091 百万円 令和4年度 250,791 百万円 令和5年度 250,791 百万円(見込)</p> <p>算定式:資本割の課税標準 - (資本金 × 2)</p> <p>令和2年度末時点 ○JR北海道(出典:財務諸表や聞き取り)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の金額:162,451 百万円 資本金 9,000 百万円 + 資本準備金 153,451 百万円</li> <li>・特例措置がない場合の課税標準 100,000 百万円 + (62,451 百万円 / 2) = 131,226 百万円…① ※資本金等の金額が 1,000 億円を超える部分は 1/2 に圧縮</li> <li>・特例措置がある場合の課税標準 資本金 9,000 百万円 × 2 = 18,000 百万円…②</li> <li>・特例措置の有無による差額 ① - ② = 113,226 百万円…③</li> </ul> </p> <p>○JR四国(出典:財務諸表や聞き取り)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の金額:57,840 百万円 資本金 3,500 百万円、資本準備金 54,340 百万円</li> <li>・特例措置がない場合の課税標準 資本金等の金額:57,840 百万円…④</li> </ul> </p>		

	<p>・特例措置がない場合の課税標準  <math>100,000 \text{百万円} + (26,731 \text{百万円}/2) = 113,365 \text{百万円} \cdots ④</math>  ※資本金等の金額が1,000億円を超える部分は1/2に圧縮</p> <p>・特例措置がある場合の課税標準  <math>3,500 \text{百万円} \times 2 = 7,000 \text{百万円} \cdots ⑤</math></p> <p>・特例措置の有無による差額  <math>④ - ⑤ = 106,365 \text{百万円} \cdots ⑥</math></p> <p>◎合計(適用額)  <math>③ + ⑥ = 250,791 \text{百万円}</math></p>		<p>※「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」には資本金、資本準備金の数値の記載がなく、報告書記載の適用額をもとに減収額を算出することが困難なため、報告書の数値は使用しない。</p> <p>③ 減収額</p> <p>(1) 実績  平成 26 年度 552 百万円  平成 27 年度 828 百万円  平成 28 年度 1,380 百万円  平成 29 年度 1,305 百万円  平成 30 年度 1,070 百万円  令和元年度 820 百万円  令和2年度 820 百万円  令和3年度 1,216 百万円  令和4年度 1,254 百万円  令和5年度 1,254 百万円(見込)</p> <p>算定式: 特例措置なしの納税額 - 特例措置ありの納税額</p> <p>令和2年度末時点  ○JR北海道  ・特例措置がない場合の納税額  課税標準 131,225 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 656 百万円 … ①  ・特例措置がある場合の納税額  課税標準 18,000 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 90 百万円 … ②  ・減収額  <math>① - ② = 656 \text{百万円} - 90 \text{百万円} = 566 \text{百万円} \cdots ③</math></p> <p>○JR四国  ・特例措置がない場合の納税額  課税標準 57,840 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 289 百万円 … ④  ・特例措置がある場合の納税額  課税標準 7,000 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 35 百万円 … ⑤  ・減収額  <math>④ - ⑤ = 289 \text{百万円} - 35 \text{百万円} = 254 \text{百万円} \cdots ⑥</math></p> <p>◎合計(減収額)  <math>③ + ⑥ = 820 \text{百万円}</math></p> <p>令和3年度末時点  ○JR北海道  ・特例措置がない場合の納税額  課税標準 157,725 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 789 百万円 … ①  ・特例措置がある場合の納税額  課税標準 18,000 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 90 百万円 … ②  ・減収額  <math>① - ② = 789 \text{百万円} - 90 \text{百万円} = 699 \text{百万円} \cdots ③</math></p>
--	---	--	---

	<p>○JR四国</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置がない場合の納税額 課税標準 110,365 百万円 × 税率 0.5% = 紳税額 552 百万円…④</li> <li>・特例措置がある場合の納税額 課税標準 7,000 百万円 × 税率 0.5% = 紳税額 35 百万円…⑤</li> <li>・減収額 ④552 百万円 - ⑤35 百万円 = 517 百万円…⑥</li> </ul> <p>◎合計(減収額) ③ + ⑥ = 1,216 百万円</p> <p>令和4年度末時点</p> <p>○JR北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置がない場合の納税額 課税標準 162,426 百万円 × 税率 0.5% = 紳税額 812 百万円…①</li> <li>・特例措置がある場合の納税額 課税標準 18,000 百万円 × 税率 0.5% = 紳税額 90 百万円…②</li> <li>・減収額 ①812 百万円 - ②90 百万円 = 722 百万円…③</li> </ul> <p>○JR四国</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置がない場合の納税額 課税標準 113,365 百万円 × 税率 0.5% = 紳税額 567 百万円…④</li> <li>・特例措置がある場合の納税額 課税標準 7,000 百万円 × 税率 0.5% = 紳税額 35 百万円…⑤</li> <li>・減収額 ④567 百万円 - ⑤35 百万円 = 532 百万円…⑥</li> </ul> <p>◎合計(減収額) ③ + ⑥ = 1,254 百万円</p> <p>(2)今後の見込</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>1,254 百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>1,254 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>1,254 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>1,254 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 10 年度</td> <td>1,254 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和5年度以降の支援金額については未定であるため、直近の決算額(令和4年度)を基に適用額を算定している。</p> <p>算定式: 特例措置なしの納税額 - 特例措置ありの納税額</p> <p>令和4年度末時点</p> <p>○JR北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置がない場合の納税額 課税標準 162,426 百万円 × 税率 0.5% = 紳税額 812 百万円…①</li> <li>・特例措置がある場合の納税額 課税標準 18,000 百万円 × 税率 0.5% = 紳税額 90 百万円…②</li> </ul>	令和6年度	1,254 百万円	令和7年度	1,254 百万円	令和8年度	1,254 百万円	令和9年度	1,254 百万円	令和 10 年度	1,254 百万円
令和6年度	1,254 百万円										
令和7年度	1,254 百万円										
令和8年度	1,254 百万円										
令和9年度	1,254 百万円										
令和 10 年度	1,254 百万円										

	R2	R3	R4	R5 (見込み)
当期純損益	▲372	▲9	▲180	▲82
減税額	▲6	▲7	▲7	▲7

○JR四国の当期純損益(単体)と減税額

(単位: 億円)

	R2	R3	R4	R5 (見込み)
当期純損益	▲65	▲47	▲6	▲23
減税額	▲3	▲5	▲5	▲5

※上記数値については、各社の決算、事業計画及び聞き取りによる。  
《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  
(分析対象期間: 令和2年度～令和 10 年度)

JR 二島会社は沿線の人口減少やモータリゼーションの進展のみならず、長期化する新型コロナウイルスの影響等によりその経営環境は厳しさを増している。このような経営環境において、JR 二島会社の事業規模を適切に反映した課税標準とする本特例措置は、令和 12 年度



	<p>・減収額 ①812 百万円 - ②90 百万円 = 722 百万円…③</p> <p>○JR四国</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置がない場合の納税額 課税標準 113,365 百万円 × 税率 0.5% = 紳税額 567 百万円…④</li> <li>・特例措置がある場合の納税額 課税標準 7,000 百万円 × 税率 0.5% = 紳税額 35 百万円…⑤</li> <li>・減収額 ④567 百万円 - ⑤35 百万円 = 532 百万円…⑥</li> </ul> <p>◎合計(減収額) ③ + ⑥ = 1,254 百万円</p> <p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間: 令和2年度～令和 10 年度)</p> <p>JR 二島会社は国鉄改革の趣旨に則り、完全民営化に向けた経営基盤の確立が求められているところであるが、沿線の人口減少やモータリゼーションの進展のみならず、長期化する新型コロナウイルスの影響等によりその経営環境は厳しさを増している。JR 二島会社の経営努力に加え、独立行政法人鉄道・運輸機構からの支援も受けて事業経営を行っているが、本特例措置を講じた上でも当期純損益で赤字の計上がり続いている状況にある(下記参照)。</p> <p>○JR北海道の当期純損益(単体)と減税額</p> <p>(単位: 億円)</p> <p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5 (見込み)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純損益</td><td>▲372</td><td>▲9</td><td>▲180</td><td>▲82</td></tr> <tr> <td>減税額</td><td>▲6</td><td>▲7</td><td>▲7</td><td>▲7</td></tr> </tbody> </table> <p>○JR四国の当期純損益(単体)と減税額</p> <p>(卖位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5 (見込み)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純損益</td><td>▲65</td><td>▲47</td><td>▲6</td><td>▲23</td></tr> <tr> <td>減税額</td><td>▲3</td><td>▲5</td><td>▲5</td><td>▲5</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記数値については、各社の決算、事業計画及び聞き取りによる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (分析対象期間: 令和2年度～令和 10 年度)</p> <p>JR 二島会社は沿線の人口減少やモータリゼーションの進展のみならず、長期化する新型コロナウイルスの影響等によりその経営環境は厳しさを増している。このような経営環境において、JR 二島会社の事業規模を適切に反映した課税標準とする本特例措置は、令和 12 年度</p>		R2	R3	R4	R5 (見込み)	当期純損益	▲372	▲9	▲180	▲82	減税額	▲6	▲7	▲7	▲7		R2	R3	R4	R5 (見込み)	当期純損益	▲65	▲47	▲6	▲23	減税額	▲3	▲5	▲5	▲5
	R2	R3	R4	R5 (見込み)																											
当期純損益	▲372	▲9	▲180	▲82																											
減税額	▲6	▲7	▲7	▲7																											
	R2	R3	R4	R5 (見込み)																											
当期純損益	▲65	▲47	▲6	▲23																											
減税額	▲3	▲5	▲5	▲5																											

		<p>の経営自立化に向けて途上にあるJR二島会社において事業経営を継続し、その目標の達成に向けた取組みを進めるために必要なものである。</p> <p>なお、下記に再掲するJR二島会社の当期純損益(単体)と減税額からわかるとおり、本特例措置によって、両社の当期純損益の改善が図られている。本特例が措置されることにより、引き続き令和12年度の経営自立化に向けて途上にあるJR二島会社において事業経営を継続し、その目標の達成に向けた取組みを進めることが期待される。</p> <p>※再掲 ○JR北海道の当期純損益(単体)と減税額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5 (見込み)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR北海道</td><td>▲372</td><td>▲9</td><td>▲180</td><td>▲82</td></tr> <tr> <td>減税額</td><td>▲6</td><td>▲7</td><td>▲7</td><td>▲7</td></tr> </tbody> </table> <p>○JR四国の当期純損益(単体)と減税額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5 (見込み)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR四国</td><td>▲65</td><td>▲47</td><td>▲6</td><td>▲23</td></tr> <tr> <td>減税額</td><td>▲3</td><td>▲5</td><td>▲5</td><td>▲5</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記数値については、各社の決算、事業計画及び聞き取りによる。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等 (分析対象期間:令和2年度～令和10年度) JR二島会社の経営の安定化や経営自立のための支援の継続については、沿線自治体を始めとする地方公共団体や地元経済団体等から国に対して要望されている事項である。</p>		R2	R3	R4	R5 (見込み)	JR北海道	▲372	▲9	▲180	▲82	減税額	▲6	▲7	▲7	▲7		R2	R3	R4	R5 (見込み)	JR四国	▲65	▲47	▲6	▲23	減税額	▲3	▲5	▲5	▲5
	R2	R3	R4	R5 (見込み)																												
JR北海道	▲372	▲9	▲180	▲82																												
減税額	▲6	▲7	▲7	▲7																												
	R2	R3	R4	R5 (見込み)																												
JR四国	▲65	▲47	▲6	▲23																												
減税額	▲3	▲5	▲5	▲5																												
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金相当額及びJR二島会社の経営自立のための令和3年度以降の出資等の支援に伴う資本準備金相当額を資本割の課税標準から控除し、事業の規模に見合う資本金に2を乗じた額を課税標準とすることは、課税の公平性の観点から適切であり、政策達成の手段として妥当である。																														
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	JR二島会社の資本構成の特殊性により、営業規模に比して莫大となっている資本割を是正する目的であることから、課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。																														
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金相当額及びJR二島会社の経営自立のための令和3年度以降の出資等の支援に伴う資本準備金相当額について、事業の規模に見合う資本金に2を乗じた額を課税標準とするものであり、令和12年																														

			度の経営自立化に向けて途上にあるJR二島会社において事業経営を継続し、その目標の達成に向けた取組みを進めすることが可能となり、地域公共交通の維持・活性化が推進されることから、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年7月(H30国交12)	

## 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

## (1) 達成目標

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要かつ有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① 指摘を踏まえ、達成目標の記載を修正した。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (2) 過去の適用数

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

## 【国土交通省の補足説明】

—

## 【点検結果】

なし。

## (3) 将來の適用数

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

## 【国土交通省の補足説明】

—

## 【点検結果】

なし。

## (4) 過去の減収額

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額について、「算定式：特例措置なしの納稅額－特例措置ありの納稅額」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない（算定の基礎となる適用額が、計算式で使われているのか明らかでないことを含む）。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① 算定根拠を詳細に記載した。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (5) 将來の減収額

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額について、「算定式：同上」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない（算定の基礎となる適用額が、計算式で使われているのか明らかでないことを含む。）。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① 算定根拠を詳細に記載した。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① 指摘を踏まえ、達成目標の記載を修正したのに合わせ、達成目標に対する過去の効果の記載を修正した。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、「平成30年度から令和4年度末までに約20.4億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として長期債務の償還を行ってきたところである」との説明では、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

## (7) 将來の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来的効果を予測することができない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① 指摘を踏まえ、達成目標の記載を修正したのに合わせ、達成目標に対する将来的効果の記載を修正した。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

## 【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】 なし。
---------------

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 法人事業税: 税(地方税 26)
		② 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	
4	<p>内容</p> <p>《現行制度の概要》 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第 61 号。以下「一体化法」という。)に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、資本金等の金額の2/3を資本割の課税標準から控除する。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>《関係条項》 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第9条第6項</p>	
5	担当部局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	
7	創設年度及び改正経緯	
8	適用又は延長期間	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 一体化法に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案した適正な課税措置により、特定鉄道事業者の路線の建設に要した巨額の建設費に係る長期債務(以下「長期債務」という。)を確実に返済するとともに、持続的かつ安定的に鉄道事業を遂行し、一体化法の目的である住民の生活の向上と沿線地域(都県等)の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年6月 28 日法律第 61 号)第 1 条</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる

	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大都市地域における新たな鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる地域において、一体化法に基づき、常磐新線(以下「つくばエクスプレス」という。)を整備することとされ、その整備・運営を行う特定事業者として首都圏新都市鉄道㈱が設立された。 つくばエクスプレスは路線延長が 58.3km(秋葉原～つくば間)にのぼる上、都心部において地下構造になること等により、巨額の建設費(8,081 億円)を要し、この整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道㈱の資本金額は営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかったことから、本特例が措置されたものである。</p> <p>本特例措置を講ずることにより、首都圏新都市鉄道㈱の経営が安定することとなり、令和4年度末時点では長期債務が 4,551 億円に対して、令和 10 年度末には約 3,411 億円程度となる計画であり、首都圏新都市鉄道㈱の適かつ円滑な業務の推進が図られるものである。</p> <p>○大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第 21 条 関係地方公共団体は、総務大臣と協議の上、特定鉄道事業者(特定鉄道事業を經營しようとする者を含む。)に出資することができる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、首都圏新都市鉄道㈱の長期債務を確実に返済することとともに、持続的かつ安定的に鉄道事業を遂行し、一体化法の目的である住民の生活の向上と沿線地域(都県等)の発展に寄与する。</p>
10	④ 有効性等	⑤ 適用数	<p>(1) 実績 平成 26 年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成 27 年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成 28 年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成 29 年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成 30 年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 令和元年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 令和2年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 令和3年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 令和4年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱)</p> <p>(2) 今後の見込 令和5年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 令和6年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 令和7年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 令和8年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 令和9年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 令和10年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道㈱)</p>

※本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定

		されている。																																																						
② 適用額		<p>(1) 実績</p> <table> <tbody> <tr><td>平成 26 年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>算定式: 資本金等 × 2/3</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 今後の見込</p> <table> <tbody> <tr><td>令和5年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>令和10 年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>算定式: 同上</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※平成 26 年度～令和 3 年度の適用額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成 28 年～令和 5 年)による。令和 4 年度以降については、この報告書がまだ発表されていないため、推計(令和 3 年度までと同額)としている。</p>	平成 26 年度	123,344 百万円	平成 27 年度	123,344 百万円	平成 28 年度	123,344 百万円	平成 29 年度	123,344 百万円	平成 30 年度	123,344 百万円	令和元年度	123,344 百万円	令和2年度	123,344 百万円	令和3年度	123,344 百万円	令和4年度	123,344 百万円	算定式: 資本金等 × 2/3		令和5年度	123,344 百万円	令和6年度	123,344 百万円	令和7年度	123,344 百万円	令和8年度	123,344 百万円	令和9年度	123,344 百万円	令和10 年度	123,344 百万円	算定式: 同上			<p>※税率=東京都:0.525%、千葉県・埼玉県・茨城県:0.5%。ただし平成 26 年度はそれぞれ 0.21%・0.2%、平成 27 年度はそれぞれ 0.315%・0.3%。都県別の鉄道キロ(単線換算キロ)により、課税標準のうち 26/134 については東京都の税率を適用し、108/134 については千葉県・埼玉県・茨城県の税率を適用する。</p> <p>(2) 今後の見込</p> <table> <tbody> <tr><td>令和5年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>令和 10 年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>算定式: 同上</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(税率等の変更が無い限り、令和5年度以降は、4年度と同額となる)</p> <p>※事業者からの聞き取りによる</p>	令和5年度	408 百万円	令和6年度	408 百万円	令和7年度	408 百万円	令和8年度	408 百万円	令和9年度	408 百万円	令和 10 年度	408 百万円	算定式: 同上					
平成 26 年度	123,344 百万円																																																							
平成 27 年度	123,344 百万円																																																							
平成 28 年度	123,344 百万円																																																							
平成 29 年度	123,344 百万円																																																							
平成 30 年度	123,344 百万円																																																							
令和元年度	123,344 百万円																																																							
令和2年度	123,344 百万円																																																							
令和3年度	123,344 百万円																																																							
令和4年度	123,344 百万円																																																							
算定式: 資本金等 × 2/3																																																								
令和5年度	123,344 百万円																																																							
令和6年度	123,344 百万円																																																							
令和7年度	123,344 百万円																																																							
令和8年度	123,344 百万円																																																							
令和9年度	123,344 百万円																																																							
令和10 年度	123,344 百万円																																																							
算定式: 同上																																																								
令和5年度	408 百万円																																																							
令和6年度	408 百万円																																																							
令和7年度	408 百万円																																																							
令和8年度	408 百万円																																																							
令和9年度	408 百万円																																																							
令和 10 年度	408 百万円																																																							
算定式: 同上																																																								
③ 減収額		<p>(1) 実績</p> <table> <tbody> <tr><td>平成 26 年度</td><td>163 百万円</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>245 百万円</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>算定式: 特例措置なしの納稅額 - 特例措置ありの納稅額</td><td></td></tr> <tr><td>=</td><td><math>[1 \text{ 千億円} + (\text{資本金等} - 1 \text{ 千億円}) \div 2] \times 26/134 \times (\text{東京都の税率}) + [1 \text{ 千億円} + (\text{資本金等} - 1 \text{ 千億円}) \div 2] \times 108/134 \times (\text{千葉県・埼玉県・茨城県の税率}) - [\text{資本金等} \times (1 - 2/3) \times 26/134 \times (\text{東京都の税率}) + \text{資本金等} \times (1 - 2/3) \times 108/134 \times (\text{千葉県・埼玉県・茨城県の税率})]</math></td></tr> <tr><td>※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。</td><td></td></tr> <tr><td>※資本金等はすべての年度において 185,016.3 百万円。</td><td></td></tr> <tr><td>※特例措置なしの課税標準 = 1 千億円 + (資本金等 - 1 千億円) ÷ 2</td><td></td></tr> <tr><td>※特例措置ありの課税標準 = 資本金等 × (1 - 2/3)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	平成 26 年度	163 百万円	平成 27 年度	245 百万円	平成 28 年度	408 百万円	平成 29 年度	408 百万円	平成 30 年度	408 百万円	令和元年度	408 百万円	令和2年度	408 百万円	令和3年度	408 百万円	令和4年度	408 百万円	算定式: 特例措置なしの納稅額 - 特例措置ありの納稅額		=	$[1 \text{ 千億円} + (\text{資本金等} - 1 \text{ 千億円}) \div 2] \times 26/134 \times (\text{東京都の税率}) + [1 \text{ 千億円} + (\text{資本金等} - 1 \text{ 千億円}) \div 2] \times 108/134 \times (\text{千葉県・埼玉県・茨城県の税率}) - [\text{資本金等} \times (1 - 2/3) \times 26/134 \times (\text{東京都の税率}) + \text{資本金等} \times (1 - 2/3) \times 108/134 \times (\text{千葉県・埼玉県・茨城県の税率})]$	※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。		※資本金等はすべての年度において 185,016.3 百万円。		※特例措置なしの課税標準 = 1 千億円 + (資本金等 - 1 千億円) ÷ 2		※特例措置ありの課税標準 = 資本金等 × (1 - 2/3)		<p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成 30 年度から令和 4 年度末までに約 20.4 億円の減免を受けしており、これを返済原資の一部として長期債務の償還を行ってきたところである。各年度の債務残高は、下記の通り(令和 5 年度以降は見込)。</p> <table> <tbody> <tr><td>平成 30 年度</td><td>5,328 億円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>5,134 億円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>4,940 億円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>4,745 億円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>4,551 億円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>4,361 億円</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>4,171 億円</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>3,981 億円</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>3,792 億円</td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td>3,602 億円</td></tr> <tr><td>令和 10 年度</td><td>3,411 億円</td></tr> </tbody> </table> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>平成 30 年度から令和 4 年度末までに約 20.4 億円の減免を受けおり、これを返済原資の一部として長期債務の償還を行ってきたところである。仮に本措置が延長されなかった場合、長期債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、首都圏新都市鉄道㈱の長期債務の確実な返済と、持続的かつ安定的な鉄道事業の遂行が難しくなる。</p>	平成 30 年度	5,328 億円	令和元年度	5,134 億円	令和2年度	4,940 億円	令和3年度	4,745 億円	令和4年度	4,551 億円	令和5年度	4,361 億円	令和6年度	4,171 億円	令和7年度	3,981 億円	令和8年度	3,792 億円	令和9年度	3,602 億円	令和 10 年度	3,411 億円	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>(分析対象期間: 令和 2 年度～令和 10 年度)</p> <p>本特例措置を講じることにより、首都圏新都市鉄道㈱の長期債務を確実に返済するとともに、持続的かつ安定的に鉄道事業を遂行し、一体化法の目的である住民の生活の向上と沿線地域（都県等）の発展に寄与しており、税収減が是認されると考えられる。</p>
平成 26 年度	163 百万円																																																							
平成 27 年度	245 百万円																																																							
平成 28 年度	408 百万円																																																							
平成 29 年度	408 百万円																																																							
平成 30 年度	408 百万円																																																							
令和元年度	408 百万円																																																							
令和2年度	408 百万円																																																							
令和3年度	408 百万円																																																							
令和4年度	408 百万円																																																							
算定式: 特例措置なしの納稅額 - 特例措置ありの納稅額																																																								
=	$[1 \text{ 千億円} + (\text{資本金等} - 1 \text{ 千億円}) \div 2] \times 26/134 \times (\text{東京都の税率}) + [1 \text{ 千億円} + (\text{資本金等} - 1 \text{ 千億円}) \div 2] \times 108/134 \times (\text{千葉県・埼玉県・茨城県の税率}) - [\text{資本金等} \times (1 - 2/3) \times 26/134 \times (\text{東京都の税率}) + \text{資本金等} \times (1 - 2/3) \times 108/134 \times (\text{千葉県・埼玉県・茨城県の税率})]$																																																							
※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。																																																								
※資本金等はすべての年度において 185,016.3 百万円。																																																								
※特例措置なしの課税標準 = 1 千億円 + (資本金等 - 1 千億円) ÷ 2																																																								
※特例措置ありの課税標準 = 資本金等 × (1 - 2/3)																																																								
平成 30 年度	5,328 億円																																																							
令和元年度	5,134 億円																																																							
令和2年度	4,940 億円																																																							
令和3年度	4,745 億円																																																							
令和4年度	4,551 億円																																																							
令和5年度	4,361 億円																																																							
令和6年度	4,171 億円																																																							
令和7年度	3,981 億円																																																							
令和8年度	3,792 億円																																																							
令和9年度	3,602 億円																																																							
令和 10 年度	3,411 億円																																																							

11	相当性	①: 税特措置等によるべき妥当性等	つくばエクスプレスは、整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道㈱の資本金(1,850 億円)は、営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった。このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道㈱の資本金に対して、その一定割合を資本割の課税標準から控除し、事業規模に見合った金額に調整することは、課税の公平性の観点から適切であり、政策達成の手段として妥当である。また、資本構成の特殊性により、営業規模に比して莫大となっている資本割を是正する目的であることから、課税標準を適切なものとするために、補助金等の他の政策手段は馴染まない。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	資本構成の特殊性により、営業規模に比して莫大となっている資本割を是正する目的であることから、課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	つくばエクスプレスの整備については、事業の着実な推進を図るために、国及び地方公共団体等の合意により、事業が進められたところである。また、その建設資金の確保についても、関係者間の合意により、国及び地方公共団体の無利子貸付や地方公共団体の出資金等で賄うこととされた。その結果、つくばエクスプレスの資本金は事業規模に比して莫大なものとならざるを得ず、その一定割合を資本割の課税標準から控除するものである。それにより首都圏新都市鉄道㈱の長期債務を確実に返済するとともに、持続的かつ安定的に鉄道事業を遂行し、一体化法の目的である住民の生活の向上と沿線地域（都県等）の発展に寄与していることから、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 7 月 H30 国交 13	



## 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【国土交通省の補足説明】  
—

【点検結果】  
なし。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【国土交通省の補足説明】  
—

【点検結果】  
なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【国土交通省の補足説明】  
—

【点検結果】  
なし。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 「新関空会社及び土地保有会社」及び「中部会社」の過去の減収額について、「算定式：特例措置なしの場合の納税額－特例措置ありの場合の納税額」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

② 「新関空会社及び土地保有会社」及び「中部会社」の過去の適用額について、地方税法に基づき把握される適用額と異なっており、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 修正しました。  
なお、算定の基礎となる適用額は資本金の控除部分（中部会社の場合：資本金×2/3）です。

② 修正しました。

## 【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (5) 将來の減収額

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 「新関空会社及び土地保有会社」及び「中部会社」の将来の減収額について、「現在の資本金等の額及び税率に変更がないと仮定した場合令和5年度～令和10年度：各年度2,530百万円」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

## 【国土交通省の補足説明】

① 修正しました。

## 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 「新関空会社及び土地保有会社」の所期の達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。具体的には、6,738億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払利息負担を低減させていく。以下同じ。）に対する過去の効果について、「各年度の有利子債務は、下記の通り」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

② 「中部会社」の所期の達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。具体的には、1,990億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利息負担を低減させていくこととする。なお、財務省より平成46年度までに有利子債務のうち政府保証債を完済することとされている他、中部国際空港株式会社が平成27年に策定した中期経営戦略において、平成31年度末の有利子債務残高1,846億円未満という目標を掲げている。以下同じ。）に対する過去の効果について、「各年度の有利子債務は、下記の通り」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

③ 「新関空会社及び土地保有会社」の所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「平成30年度末有利子債務額6,691億円→令和4年度末有利子債務額9,044億円※財政融資を活用した関西エアポート社への支援により一時に有利子債務が増加しているが、本支援は一括で借り入れた財政融資（令和元年度1,500億円、令和2年度2,000億円、令和3年度200億円）」と説明されているが、過去の効果（平成30年度から令和4年度末までに約126.5億円の免除を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきた）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

④ 「中部会社」の所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されていない。

## 【国土交通省の補足説明】

① 修正しました。  
② 修正しました。  
③ 修正しました。  
④ 修正しました。

## 【点検結果】

①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 「新関空会社及び土地保有会社」の達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。具体的には、9,040億円（令和4年度末現在）の有利子債務を、令和10年度末の有利子債務残高5,911億を目標として毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく）に対する将来の効果について、「引き続き本措置の適用を受けていくことで、有利子債務の償還が早まり、支払利子負担の軽減をもって、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化に寄与していくことができる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ② 「中部会社」の達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。具体的には、2,493億円（令和4年度末現在）の有利子債務を早期に減少させていくこととする。（中略）令和10年度末においては2,275億円未満になるよう、更なる有利子債務残高の圧縮を目指す）に対する将来の効果について、「本措置が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、中部会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 修正しました。  
② 修正しました。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書				
1 政策評価の対象とした政策の名称	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長			
2 対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税: 税(地方税 29)		
	② 上記以外の税目	—		
3 要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】			
4 内容	<p>《現行制度の概要》 新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」という。)、関西国際空港土地保有株式会社(以下「土地保有会社」という。)及び中部国際空港株式会社(以下「中部会社」という。)に係る事業税について、以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新関空会社: 事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。</li> <li>・土地保有会社: 事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。</li> <li>・中部会社: 事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2/3を控除する。</li> </ul> <p>《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、令和11年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第9条第4項、第5項</p>		<p>《政策目的の根拠》          ◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>①関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成23年法律第54号)第1条 ②観光立国基本計画(令和5年3月31日閣議決定) 令和7年及びその後を見据えて、航空需要の回復及び増加に的確に対応するため、空港の機能強化等に取り組む。 関西空港については、運営権者である関西エアポート株式会社や設置管理者である新関西国際空港株式会社等と連携し、第1ターミナル改修等の機能強化を推進し、関西3空港における年間発着容量50万回の実現を目指す。</p> <p>③第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定) 基本的方針B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化 目標① 人・モノの流動の拡大に必要な交通インフラ・サービスの拡充・強化 (趣旨) 我が国の成長に不可欠の前提条件として、航空交通・海上交通・陸上交通のインフラやサービスを強化する。</p> <p>(施策)  <b>【航空】(抜粋)</b> ○関西国際空港の機能強化を図る。</p> <p>④総合物流施策大綱(2021~2025年度)(令和3年6月15日閣議決定) 新型コロナウイルス感染症の流行により、国際航空物流の重要性が改めて認識される中、航空物流の拠点である空港の機能強化に向けて、国際拠点空港である関西国際空港の機能強化を推進する。</p> <p>◎中部会社</p> <p>①中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成10年法律第36号)第1条、第2条 ②観光立国基本計画(令和5年3月31日閣議決定) 令和7年及びその後を見据えて、航空需要の回復及び増加に的確に対応するため、空港の機能強化等に取り組む。 中部空港については、将来の完全24時間化を見据え、事業実施主体である中部国際空港株式会社等と連携し、ターミナルビル改修等の機能強化の取組を推進する。</p> <p>③第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定) 基本的方針B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化 目標① 人・モノの流動の拡大に必要な交通インフラ・サービスの拡充・強化 (趣旨) 我が国の成長に不可欠の前提条件として、航空交通・海上交通・陸上交通のインフラやサービスを強化する。</p> <p>(施策)  <b>【航空】(抜粋)</b> ○中部国際空港の機能強化を図る。</p> <p>④総合物流施策大綱(2021~2025年度)(令和3年6月15日閣議決定) 新型コロナウイルス感染症の流行により、国際航空物流の重要性が</p>	
5 担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港課			
6 評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 平成30年度～令和10年度</p>			
7 創設年度及び改正経緯	<p>平成16年度: 創設 平成21年度: 特例措置の延長(5年間) 平成24年度: 新関空会社及び土地保有会社の拡充 平成26年度: 特例措置の延長(5年間) 平成31年度: 特例措置の延長(5年間)</p>			
8 適用又は延長期間	5年間(令和6年4月1日～令和11年3月31日)			
9 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          ◎新関空会社及び土地保有会社、◎中部国際空港株式会社 関西国際空港(以下「関空」という。)及び中部国際空港(以下「中部空港」という。)は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港であるが、地域との共生、環境問題への対応等のため、海上空港として設置されたものである。 関空の設置・管理を行う新関空会社、土地保有会社及び中部空港の設置・管理・運用を行う中部会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与することを目的とする。</p>		

		改めて認識される中、航空物流の拠点である空港の機能強化に向けて、国際拠点空港である中部国際空港の機能強化を推進する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 國際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 24 航空交通ネットワークを強化する
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  <b>◎新関空会社及び土地保有会社</b>          関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。          具体的には、9,040 億円(令和4年度末現在)の有利子債務を、令和10 年度末の有利子債務残高 5,911 億を目標として毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていくこととする。</p> <p><b>◎中部会社</b>          中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。          具体的には、2,493 億円(令和4年度末現在)の有利子債務を早期に減少させていくこととする。          なお、中部国際空港が令和5年に策定した中期経営戦略において、令和7年度末の有利子債務残高を 2,380 億円未満にするという目標を掲げており、令和10 年度末においては 2,275 億円未満になるよう、更なる有利子債務残高の圧縮を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  <b>◎新関空会社及び土地保有会社</b>          本措置を講ずることにより、事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6が控除され、適正な事業税負担となることでより多くの額を有利子債務の返済に回すことができるようになるため、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p> <p><b>◎中部会社</b>          本措置を講ずることにより、事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2/3が控除され、適正な事業税負担となることでより多くの額を有利子債務の返済に回すことができるようになるため、中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p>
10	① 有効性等	① 適用数
		<p><b>◎新関空会社及び土地保有会社</b>          ・過去の実績          平成 30 年度～令和4年度:各年度2件          (新関空会社、土地保有会社)          ・将来推計          現在の組織体系に変更がないと仮定した場合          令和5年度～令和 10 年度:各年度2件          (新関空会社、土地保有会社)          ※事業者へのヒアリング結果</p>

		<p><b>◎中部会社</b>          ・過去の実績          平成 30 年度～令和4年度:各年度1件          (中部会社)          ・将来推計          現在の組織体系に変更がないと仮定した場合          令和5年度～令和 10 年度:各年度1件          (中部会社)          ※事業者へのヒアリング結果</p>																														
	② 適用額	<p><b>◎新関空会社及び土地保有会社</b>          ・過去の実績          (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会 社 名</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新関空会社</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> </tr> <tr> <td>土地保有会社</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,140,225</td> <td>1,140,225</td> <td>1,140,225</td> <td>1,140,225</td> <td>1,140,225</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計          現在の資本金等の額に変更がないと仮定した場合          令和5年度～令和 10 年度:各年度 1,140,225 百万円          ※平成 30 年度～令和3年度の年度別合計については「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」より引用          ※各社ごとの情報及び令和4年度の情報については、「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」には該当する情報が含まれていないため、事業者へのヒアリング結果を用いている。</p>	会 社 名	H30	R 元	R2	R3	R4	新関空会社	460,868	460,868	460,868	460,868	460,868	土地保有会社	679,358	679,358	679,358	679,358	679,358	合 計	1,140,225	1,140,225	1,140,225	1,140,225	1,140,225						
会 社 名	H30	R 元	R2	R3	R4																											
新関空会社	460,868	460,868	460,868	460,868	460,868																											
土地保有会社	679,358	679,358	679,358	679,358	679,358																											
合 計	1,140,225	1,140,225	1,140,225	1,140,225	1,140,225																											
	③ 減収額	<p><b>◎中部会社</b>          ・過去の実績          (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会 社 名</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部会社</td> <td>55,779</td> <td>55,779</td> <td>55,779</td> <td>55,779</td> <td>55,779</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計          現在の資本金等の額に変更がないと仮定した場合          令和5年度～令和 10 年度:各年度 55,779 百万円          ※平成 30 年度～令和3年度の年度別合計については「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」より引用          ※令和4年度の情報については、「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」には該当する情報が含まれていないため、事業者へのヒアリング結果を用いている。</p>	会 社 名	H30	R 元	R2	R3	R4	中部会社	55,779	55,779	55,779	55,779	55,779																		
会 社 名	H30	R 元	R2	R3	R4																											
中部会社	55,779	55,779	55,779	55,779	55,779																											
		<p><b>◎新関空会社及び土地保有会社</b>          ・過去の実績          (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会 社 名</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新関空会社</td> <td>1,645</td> <td>1,645</td> <td>1,645</td> <td>1,645</td> <td>1,645</td> </tr> <tr> <td>特例措置がない場合の納稅額</td> <td>1,645</td> <td>1,645</td> <td>1,645</td> <td>1,645</td> <td>1,645</td> </tr> <tr> <td>特例措置がある場合の納稅額</td> <td>484</td> <td>484</td> <td>484</td> <td>484</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>1,161</td> <td>1,161</td> <td>1,161</td> <td>1,161</td> <td>1,161</td> </tr> </tbody> </table> <p>・土地保有会社</p>	会 社 名	H30	R 元	R2	R3	R4	新関空会社	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	特例措置がない場合の納稅額	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	特例措置がある場合の納稅額	484	484	484	484	484	減収額	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161
会 社 名	H30	R 元	R2	R3	R4																											
新関空会社	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645																											
特例措置がない場合の納稅額	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645																											
特例措置がある場合の納稅額	484	484	484	484	484																											
減収額	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161																											

年度	H30	R元	R2	R3	R4
特例措置がない場合の納税額	1,989	1,989	1,989	1,989	1,989
特例措置がある場合の納税額	619	619	619	619	619
減収額	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370

※算定根拠(特記なきものは平成30年度～令和4年度)

【新闖空会社】

- ・資本金等:553,041百万円（H30～R4）
- ・税率：東京都:0.525%、大阪府:0.525%
- ・事業所数：東京都1箇所、大阪府3箇所(平成30年度)、東京都1箇所、大阪府2箇所(令和元年度～令和3年度)、東京都0.5箇所(※)、大阪府2箇所(令和4年度)
- (※)令和4年4月～9月は1箇所、令和4年10月～令和5年3月は0箇所
- ・従業員数：東京都2人、大阪府178人(平成30年度)、東京都2人、大阪府67人(令和元年度)、東京都2人、大阪府65人(令和2年度)、東京都2人、大阪府51人(令和3年度)、東京都1人、大阪府51人(令和4年度)

【土地保有会社】

- ・資本金等:815,229百万円（H30～R4）
- ・税率：大阪府:0.525%
- ・事業所数：大阪府1箇所

・将来推計

現在の資本金等の額及び税率に変更がないと仮定した場合  
令和5年度～令和10年度:各年度2,530百万円

算定式:特例措置なしの場合の納税額－特例措置ありの場合の納税額＝(特例措置なしの場合の課税標準額×税率)－(特例措置ありの場合の課税標準額×税率)

※課税標準額算定方法は以下のとおり

資本金等(特例措置ありの場合資本金等の1/6)のうち1,000億円以下:全額  
資本金等(特例措置ありの場合資本金等の1/6)のうち1,000億円を超える5,000億円以下:金額×50/100  
資本金等(特例措置ありの場合資本金等の1/6)のうち5,000億円を超える1兆円以下:金額×25/100

※数値については、事業者へのヒアリング結果

※「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」には該当する情報が含まれていないため、用いていない。

◎中部会社

・過去の実績

年度	H30	R1	R2	R3	R4
特例措置がない場合の納税額	427	427	427	427	427
特例措置がある場合の納税額	142	142	142	142	142
減収額	285	285	285	285	285

※算定根拠

算定式:特例措置なしの場合の納税額－特例措置ありの場合の納税

		<p>額＝(資本金×税率)－(資本金×1/3×税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金:83,668百万円(H30～R4)</li> <li>・税率:東京都:0.525%、愛知県:0.506%</li> <li>・事務所数:東京都1箇所、愛知県1箇所</li> <li>・従業員数:東京都1人、愛知県312人(平成30年度)、東京都1人、愛知県320人(令和元年度)、東京都1人、愛知県324人(令和2年度)、東京都1人、愛知県325人(令和3年度)、東京都1人、愛知県312人(令和4年度)</li> </ul> <p>※数値については、事業者へのヒアリング結果</p> <p>・将来推計</p> <p>現在の資本金等の額及び税率に変更がないと仮定した場合 令和5年度～令和10年度:各年度285百万円</p> <p>算定式:特例措置なしの場合の納税額－特例措置ありの場合の納税額＝(資本金×税率)－(資本金×1/3×税率)</p> <p>※事業者へのヒアリング結果※「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」には該当する情報が含まれていないため、用いていない。</p>
④効果		<p>『政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況』</p> <p>◎新闖空会社及び土地保有会社</p> <p>平成30年度から令和4年度末までに約126.5億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。各年度の有利子債務は、下記の通り。</p> <p>なお令和2年度及び令和3年度については、財政融資を活用した関西エアポート社への支援により一時に有利子債務が増加しているが、本支援は一括で借り入れた財政融資(令和元年度1,500億円、令和2年度2,000億円、令和3年度200億円)を、今後数年間に発行を予定していた社債を置き換えることにより得られる金利負担軽減効果を用いて支援するものであり、長期的な債務返済スケジュールに影響を及ぼすものではない。</p> <p>平成30年度:6,691億円 令和元年度:7,892億円(+1,201億円) 令和2年度:9,518億円(+1,626億円) 令和3年度:9,220億円(-298億円) 令和4年度:9,044億円(-176億円)</p> <p>※数値については、有価証券報告書による</p> <p>引き続き本措置の適用を受けていくことで、有利子債務の償還が早まり、支払利子負担の軽減をもって、新闖空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化に寄与していくことができる。関西国際空港及び大阪国際空港の一體的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に基づき実施されている、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等公共施設等運営権実施契約の事業終了年度である2059年度(令和41年度)に有利子債務が完済されることを目標としているが、本措置の適用が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、新闖空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくな</p>

			<p>り、2059 年度(令和 41 年度)の有利子債務完済が困難となる。</p> <p><b>◎中部会社</b></p> <p>平成 30 年度から令和 4 年度末に約 14.3 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。各年度の有利子債務は、下記の通り。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による航空需要の低迷により、令和 2 年度から営業収入が著しく減少したため、安定的な空港運営の確保を図ることを目的とした借入を行っている。</p> <p>また、令和 3 年度には、国際的な人の往来再開も見据え、開業後 15 年を経過した第 1 ターミナルのリノベーションなどの借入も行ったため、有利子債務が増加している。</p> <p>平成 30 年度:2,084 億円 令和 1 年度:2,046 億円(-38 億円) 令和 2 年度:2,203 億円(+157 億円) 令和 3 年度:2,434 億円(+231 億円) 令和 4 年度:2,493 億円(+59 億円)</p> <p>※数値については、有価証券報告書による</p> <p>中部会社の財務体質の健全化のためには、有利子債務を確実に償還せざるを得ないことが必要であり、引き続き本措置の適用を受ける必要がある。なお、平成 31 年度末までに有利子債務残高 1,846 億円未満とする目標としていたが、国際拠点空港として航空ネットワークの充実を図るため、LCC 等の新規就航・増便に対応する LCC 専用ターミナル及び前面エプロン等の整備を目的とした借入を平成 30 年度に行つたため、目標を達成できなかった。</p> <p><b>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</b></p> <p><b>◎新関空会社及び土地保有会社</b></p> <p>平成 30 年度から令和 4 年度末までに約 126.5 億円の減免を受けており、当該金額の全額を返済原資の一部として減免額以上の有利子債務の償還を行ってきたところである。(平成 30 年度末有利子債務額 6,691 億円→令和 4 年度末有利子債務額 9,044 億円※財政融資を活用した関西エアポート社への支援により一時的に有利子債務が増加しているが、本支援は一括で借り入れた財政融資(令和元年度 1,500 億円、令和 2 年度 2,000 億円、令和 3 年度 200 億円)を、今後数年間に発行を予定していた社債を置き換えることにより得られる金利負担軽減効果を用いて支援するものであり、長期的な債務返済スケジュールに影響を及ぼすものではない。)関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に基づき実施されている、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等公共施設等運営権実施契約の事業終了年度である 2059 年度(令和 41 年度)に有利子債務が完済されることを目標としているが、もし、本措置が延長されなかっただ場合、有利子債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなり、2059 年度(令和 41 年度)の有利子債務完済が困難となる。</p>		<p><b>◎中部会社</b></p> <p>平成 30 年度から令和 4 年度末までに約 14.3 億円の減免を受けており、当該金額の全額を返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。</p> <p>令和 2 年度から令和 4 年度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による航空需要の低迷により、令和 2 年度から営業収入が著しく減少したため、有利子債務の返済原資がマイナスとなったことにより債務の借換を行っている。</p> <p>また、令和 3 年度には、開業後 15 年を経過した第 1 ターミナルの処理能力の向上のために、リノベーションなどの新規の借入を行っており、有利子債務が増加している。(平成 30 年度末有利子債務額 2,084 億円→令和 4 年度末有利子債務額 2,493 億円)</p> <p>このような中で、本措置が延長されなかっただ場合、今後 5 年間で、資金等の額や税率が変わらなければ減免額の 285 百万円とこれに相当する有利子債務を返済できずに借換により生じる支払利子負担分(利率 1% を仮定)を合わせた 1,468 百万円が発生し、中部会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなる。</p> <p><b>◎新関空会社及び土地保有会社</b></p> <p>本措置により、平成 30 年度から令和 4 年度末までに約 126.5 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行うことにより、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化が図られている。(平成 30 年度末有利子債務額 6,691 億円→令和 4 年度末有利子債務額 9,044 億円※財政融資を活用した関西エアポート社への支援により一時的に有利子債務が増加しているが、本支援は一括で借り入れた財政融資(令和元年度 1,500 億円、令和 2 年度 2,000 億円、令和 3 年度 200 億円)を、今後数年間に発行を予定していた社債を置き換えることにより得られる金利負担軽減効果を用いて支援するものであり、長期的な債務返済スケジュールに影響を及ぼすものではない。)</p> <p><b>◎中部会社</b></p> <p>本措置により、平成 30 年度から令和 4 年度末までに約 14.3 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行うことにより、中部会社の財務体質の健全化が図られている。(平成 30 年度末有利子債務額 2,084 億円→令和 4 年度末有利子債務額 2,493 億円※新型コロナウイルス感染症拡大の影響による航空需要の低迷により、令和 2 年度から営業収入が著しく減少したため、安定的な空港運営の確保を図ることを目的とした借入を行っている。また、令和 3 年度には、国際的な人の往来再開も見据え、開業後 15 年を経過した第 1 ターミナルのリノベーションなどの借入も行ったため、有利子債務が増加している。)それにより航空ネットワークの強化や国際競争力の強化が促進されることとなるため、本特例措置による租税減を是認する効果を有している。</p> <p><b>◎新関空会社及び土地保有会社</b></p> <p>新関空会社及び土地保有会社の資本金は、多額の造成費用を資本金で賄っているために、過大となっているものであり、一般の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なっている。</p> <p>そのため、国の無利子資金の出資比率である 2/3 について課税対象から控除し、さらに新関空会社及び土地保有会社は、中部会社と比較して多額の資本金、及び有利子債務があることから、更に 1/2 を控</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>新関空会社及び土地保有会社の資本金は、多額の造成費用を資本金で賄っているために、過大となっているものであり、一般の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なっている。</p> <p>そのため、国の無利子資金の出資比率である 2/3 について課税対象から控除し、さらに新関空会社及び土地保有会社は、中部会社と比較して多額の資本金、及び有利子債務があることから、更に 1/2 を控</p>		

		<p>除することで、適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保することができるため、本措置は妥当である。</p> <p>なお、上記のとおり、新関空会社及び土地保有会社の資本金は、一般的の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なることから、本税制特別措置が講じられているものであり、補助金等の他の政策手段によって措置することは適当ではない。</p> <p><b>⑤中部会社</b></p> <p>中部国際空港は空港法(昭和 31 年法律第 80 号)においては、国が設置・管理すべきものと位置付けられているが、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成 10 年法律第 36 号)により民間の中部会社が指定され、事業を実施しているものである。</p> <p>中部会社の資本金は、多額の造成費用を資本金で賄っているために、過大となっているものであり、一般的の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なっている。</p> <p>そのため、国の無利子資金の出資比率である2/3について課税対象から控除することで、適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保することができるため、本措置は妥当である。</p> <p>なお、上記のとおり、中部会社の資本金は、一般的の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なることから、本税制特別措置が講じられているものであり、補助金等の他の政策手段によって措置することは適当ではない。</p>
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものである一方、本租税特別措置は、一般的の営利企業の資本金と明らかに性質・目的が異なる各社の資本金について、適切な事業税負担となるよう直接的に負担額の適正化を行うことで、政策目的(関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化を図る)の実現を支援するものであることから、財政投融资等の予算上の措置と、本措置は適切な役割分担がなされている。</p>
③	地方公共団体が協力する相当性	<p><b>⑥新関空会社及び土地保有会社</b></p> <p>本措置により、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、近畿圏における航空輸送需要の拡大が図られ、近畿圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p> <p><b>⑦中部会社</b></p> <p>本措置により、中部会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、中部圏における航空輸送需要の拡大が図られ、中部圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月(H30 国交 14-1、H30 国交 14-2)